

## 奈良市子ども・子育て会議委員名簿

(敬称略、カナ順)

	氏名	所属・役職名等	備考
1	オオカタ ミカ 大方 美香	大阪総合保育大学児童保育学部 教授	会長
2	カダ 和夫 岡田 和夫	奈良市PTA連合会 会長	
3	カサト サトコ 岡本 聡子	NPO法人ふらっとスペース金剛 代表理事	
4	カメト カズヤ 亀本 和也	奈良市保育園保護者会連絡協議会 副会長	
5	キタカ 光代 北岡 光代	公募委員	
6	クサモト キヨ子 栗本 恭子	公募委員	
7	スギヤマ トキヨ子 杉山 時期子	奈良県私立幼稚園PTA連合会	
8	タケムラ 健 竹村 健	奈良市自治連合会	
9	ニシヤマ 明彦 西山 明彦	奈良市私立幼稚園協会 会長	
10	ハマダ シンジ 浜田 進士	NPO法人子どもの権利条約総合研究所関西事務所 所長	副会長
11	フジモト タカシ 藤本 宣史	奈良市保育会 会長	
12	ホリコシ ノリカ 堀越 紀香	奈良教育大学教育学部 准教授	
13	ヨコオ ノリオ 横尾 典男	株式会社平井眞美館 総務課長	
14	ワダ ヒロキ 和田 憲明	NPO法人ファザーリング・ジャパン関西 代表理事	

(平成26年7月14日 現在)

奈良市子ども・子育て会議 事業計画策定部会委員名簿

(敬称略)

	氏名	所属・役職名等	備考
1	オオカタ ミカ 大方 美香	大阪総合保育大学児童保育学部 教授	部会長
2	岡本 サト子 岡本 聡子	NPO法人ふらっとスペース金剛 代表理事	
3	キタカ ミツ代 北岡 光代	公募委員	
4	アノ本 恭子 粟本 恭子	公募委員	
5	ハマダ シンジ 浜田 進士	NPO法人子どもの権利条約総合研究所関西事務所 所長	代理
6	ホリユキ ノリカ 堀越 紀香	奈良教育大学教育学部 准教授	
7	ナカガワ マサミ 中川 昌美	奈良市子ども未来部 子ども政策課長	
8	岡崎 トシ彦 岡崎 利彦	奈良市子ども未来部 こども園推進課長	
9	タケウチ シノブ 竹内 義朋	奈良市子ども未来部 保育所・幼稚園課長	
10	カワツル ヒトミ 川尻 ひとみ	奈良市子ども未来部 子ども育成課長	
11	ノギ アケミ 野儀 あけみ	奈良市子ども未来部 子育て相談課長	
12	サガ イサ子 嵯峨 伊佐子	奈良市保健所 健康増進課長	
13	イハラ ノブ浩 石原 伸浩	奈良市教育委員会事務局 教育政策課長	
14	マツダ ヨシヒデ 松田 義秀	奈良市教育委員会学校教育部 地域教育課長	

(平成26年4月24日 現在)

奈良市子ども・子育て会議 認可・運営基準検討部会委員名簿

(敬称略、カナ順)

	氏名	所属・役職名等	備考
1	オオガタ ミカ 大方 美香	大阪総合保育大学児童保育学部 教授	部会長
2	カメモト カズヤ 亀本 和也	奈良市保育園保護者会連絡協議会 副会長	
3	シヤマ ヨウケン 西山 明彦	奈良市私立幼稚園協会 会長	
4	フジモト タカシ 藤本 宣史	奈良市保育会 会長	
5	ホリヨシ ノリカ 堀越 紀香	奈良教育大学教育学部 准教授	代理

(平成26年4月17日 現在)

奈良市子ども・子育て会議 支給認定・利用者負担検討部会委員名簿

(敬称略、カナ順)

	氏名	所属・役職名等	備考
1	オオガタ ミカ 大方 美香	大阪総合保育大学児童保育学部 教授	部会長
2	カメモト カズヤ 亀本 和也	奈良市保育園保護者会連絡協議会 副会長	
3	スギヤマ トキヨ子 杉山 時期子	奈良県私立幼稚園PTA連合会	
4	ニシヤマ ヨウケン 西山 明彦	奈良市私立幼稚園協会 会長	
5	ハマダ シンジ 浜田 進士	NPO法人子どもの権利条約総合研究所関西事務所 所長	
6	フジモト タカシ 藤本 宣史	奈良市保育会 会長	
7	ホリヨシ ノリカ 堀越 紀香	奈良教育大学教育学部 准教授	代理

(平成26年7月4日 現在)

# 事業計画策定部会の審議報告について

(第5回奈良市子ども・子育て会議事業計画策定部会資料)

奈良市子ども未来部子ども政策課  
平成26年7月14日

## 第5回奈良市子ども・子育て会議事業計画策定部会の開催

### 1. 事業計画策定部会の開催状況

回数	開催日	主な議題
第5回	平成26年6月26日	(1) 量の見込みの算出について
		(2) 子ども・子育て支援事業計画素案の検討について

### 2. 主な報告事項

決定事項	なし
説明内容	<p>(1) 量の見込みの算出について ニーズ調査の結果から、国が示している手引きに基づいて算出した「量の見込み」について、その数値の補正の考え方や補正後の数値についてお示しした。</p> <p>(2) 子ども・子育て支援事業計画素案の検討について 平成27年度から5年間の本市の子ども・子育て支援に関する計画について、「奈良市子ども条例検討委員会」で審議されている「奈良市子どもにやさしいまちづくり条例」との関連についても触れながら、計画の愛称や理念、施策の体系等についてお示しした。</p>
主なご意見	<p>(1) 量の見込みの算出について ・数値の補正の次に、現状で不足する部分をどう整備していくのかを考えていく必要があるのではないか。</p> <p>(2) 子ども・子育て支援事業計画素案の検討について ・事業計画の中でも、量の見込みだけを見ると数字に現実味がなく、どう関与していけばいいのかわかりにくいと感じた。 ・「奈良市子どもにやさしいまちづくり条例」の検討状況を聞くと、奈良市が目指しているものがわかりやすかった。また、周囲の人にどのような内容の会議に参加しているのかを説明しやすい。 ・奈良市のイメージでは、子育てしやすいと感じることができても「これが」というものがないので、アピールが今後必要ではないか。</p>

# 事業計画策定までのロードマップ

事 項	平成25年度		平成26年度（※）				
	4～9月	10～3月	4～5月	6～7月	8～9月	10～12月	1～3月
～スタート～ ニーズ調査項目の検討							
事業計画の素案骨子の検討							
次世代計画における取組評価							
事業計画の素案の検討							
ニーズ量と確保方策の検討							
～ゴール～ パブリックコメント手続・修正							

取組の評価に関する  
詳細な審議は、「奈  
良市次世代育成支援  
対策地域協議会」で

「量の見込み」「確  
保方策」について  
は、9月に奈良県に  
報告する

※ 平成26年度の部会開催は、今後4回程度開催予定

# 事業計画素案の構成（案）について

## 計画の目次

### 第1章 事業計画の策定について

1. 計画の趣旨・位置付け
2. 計画の期間
3. 計画の対象
4. 本市の他計画との関係

### 第2章 奈良市の子ども・子育て家庭を取り巻く状況と課題

1. 子ども・子育て家庭を取り巻く環境
2. 次世代育成支援行動計画に基づくこれまでの実績
3. 子ども・子育て支援新制度で求められる対応

### 第3章 事業計画の基本的な理念・方針について

1. 計画の愛称
2. 計画の基本理念
3. 計画の基本方針

### 第4章 奈良市の子ども・子育て支援のこれからの取組について

1. 施策の体系
2. 各施策の現状と課題、方向性

### 第5章 主な事業の5年間の需給計画について

1. 提供区域
2. 教育・保育
3. 地域子ども・子育て支援事業

### 第6章 事業計画の推進体制について

#### ■資料編

（今までの部会でいただいたご意見）  
・事業計画の読み手が誰なのかを明確にした方がよいのでは。  
概要版の活用を。

【対応の方向性】  
・概要版は特に保護者、利用者を意識したものとし、全体版についても読みやすさに配慮して、詳細な数値やグラフは資料編を活用する。



# 第1章 事業計画の策定について

## 1. 計画の趣旨・位置付け

「（仮称）奈良市子ども・子育て支援事業計画」は、子ども・子育て支援法に基づく事業計画に位置付けるほか、現行の「奈良市次世代育成行動計画（後期計画：平成22年度～26年度）」を引き継ぐ計画としても位置付けることにより、本市の子ども・子育て家庭に係る施策を幅広く網羅することとします。

## 2. 計画の期間

平成27年度から平成31年度までの5か年とします。

## 3. 計画の対象

奈良市に住むすべての子ども、子育て家庭、地域住民、行政等の個人及び団体を対象とします。なお、子ども・子育て支援法における「子ども」とは、満18歳未満とされていますが、施策の内容によっては、現行の奈良市次世代育成支援行動計画と同様に、義務教育終了前までの児童とします。

## 4. 本市の他計画との関係

本市の上位計画や関連性を有する計画について記載する。事業計画の策定にあたっては、関連する分野別計画との整合性・連携を図ることとするが、特に「基本指針（案）」に定められた任意記載事項については、基本的には既存の分野別計画に委ねることとし、必要に応じて事業計画にもその内容を記載するものとする。

【最上位規範】 ⇒奈良市子どもにやさしいまちづくり条例（策定準備中）

<<上位計画>> ・奈良市第4次総合計画（前期基本計画：平成23年度～27年度、後期基本計画：平成28年度～32年度）

<関連計画> ※想定される計画等の例

- ・奈良市男女共同参画計画（第2次）（平成23年度～32年度）
- ・第2次奈良市地域福祉計画（平成24年度～28年度）
- ・第3期奈良市障がい福祉計画（平成24年度～26年度）
- ・第3次奈良市障がい者福祉基本計画（平成26年度～31年度）
- ・奈良市母子家庭・父子家庭等自立促進計画（平成25年度～29年度） ほか

## 第2章 奈良市の子ども・子育て家庭を取り巻く状況と課題について

○ この章では、本市の子ども・子育て家庭を取り巻く状況と課題について、主にニーズ調査の結果のほか、現行の次世代計画における取り組みの実績等についてまとめる。

### 1. 奈良市の子ども・子育て家庭を取り巻く環境

- ⇒ 昨年度に実施したニーズ調査は、事業計画の基礎資料に活用するという趣旨であることや、子ども・子育て会議においてもニーズ調査の結果が今後のエビデンスになるため重要であるというご意見をいただいていることから、次世代計画（後期）策定時に実施したニーズ調査等の結果と経年比較を行いながら、子どもと子育て家庭を取り巻く環境について、数点に集約して記載する。
- ⇒ 少子化の進行や合計特殊出生率等の全国的に同じ傾向である統計数値については、資料編を活用することで、コンパクトにまとめる。

#### （1）子育て家庭

##### ①家族の状況の変化

- ・ 世帯あたりの子どもの人数の減少、ひとり親家庭の増加。（⇒家庭の小規模化）
- ・ 父親の就労状況は90%以上がフルタイム就労で5年前と変化なし。  
就学前の子どもを持つ家庭における就労中の父親の帰宅時間は、60%以上が20時以降であり、依然として長時間労働の傾向が続いていることから、父親の家庭・育児への関わりが難しいことがうかがえる。
- ・ 一方母親の就労状況について、就学前の子どもを持つ家庭における就労中（フルタイム、パート・アルバイト合計）の母親は、5年前と比較すると8%増加しており、フルタイムの共働き家庭の割合も増加している。（⇒家族のあり方の変化）

##### ②子育てに対する保護者の不安感の変化

- ・ 子育てに関して保護者が日常悩んでいることについて、子どもの発育や教育等に関する項目を除き、保護者の状況に関する項目をみると、「子どもとの時間を十分にとれないこと」、「仕事や自分のやりたいことが十分にできないこと」、「子育てに関しての配偶者・パートナーの協力が少ないこと」等の割合が高くなっている。
- ・ 子育てに関する悩みや不安の相談相手を見ると、親族や知人等を除くと、幼稚園や保育所等の先生や仲間に相談している割合が高いが5年前と比較すると、特に3歳未満の子どもを持つ保護者では、地域子育て支援拠点の割合が大幅に増加している。
- ・ また、子育てに関する情報の入手方法をみると、親族・知人等の割合が減少する一方で、幼稚園や保育所の割合が高いほか、「市の広報やパンフレット」、「インターネット」の割合が大幅に増加している。

⇒ 以上より、奈良市の子育て家庭を取り巻く環境として、

- 仕事と子育てとの両立ができるように、子育て家庭へのサービスを充実させるほか、子育てへの不安感や負担感を軽減するための支援を充実させる必要がある。
- 上記と並行して、父親も家庭・子育てに関わる機会が増えるような取り組みのほか、ワーク・ライフ・バランスに向けた取り組みを推進する必要がある。
- 子育てに関する悩みや不安の相談相手として、地域子育て支援拠点の割合が大幅に増加しているように、子育てに関する相談対応、さらには親子の居場所づくりとしての取り組みを継続する必要がある。
- 情報の入手方法に関連して、奈良市の子育て応援サイト「子育て@なら」を開設したほか、「なら子育て情報ブック」を作成・配布することで取り組みを充実させているが、子育てに関する悩みや不安の相談相手と情報の入手方法を組み合わせて、より効果的な情報の提供が必要である。
- 家庭が子どもの成長に大きな役割を果たすという視点からも、保護者が安心して子育てをすることができるように、子育て家庭に対して必要な支援を行うように努める。

## (2) 子ども

- 家族の状況の変化のほか、就学前児童について、教育・保育施設の利用状況を5年前と比較すると、年齢区分を問わず、幼稚園や保育所に通園している子どもの割合が増加しており、特に3～5歳の子どもについては、90%を超えている。保育所では待機児童を解消できていないが、就園場所の確保だけでなく、今後は教育・保育の質の向上も同時に努める必要がある。

## 2. 次世代育成支援行動計画（後期計画）に基づくこれまでの実績

⇒ 「奈良市次世代育成支援行動計画（後期計画：平成22年度～平成26年度）」に基づき、豊かな心を持ち、未来をひらく子どもを育むまちの実現に向けて、様々な施策を実施するとともに、行政関係機関や市民、学識経験者等で構成する「奈良市次世代育成支援対策地域協議会」を設置し、各年度の事業の進捗管理を行ってきました。

項 目（案）		平成21年3月	平成26年4月
1	<p>■子育て広場を充実させました</p> <p>公共施設等の地域の身近な場所で、乳幼児とその保護者が集って遊ぶことができるスペースの充実。</p>	<p>センター型：4 ひろば型：4 児童館型：0</p>	<p>センター型：7 ひろば型：11 児童館型：4</p>
2	<p>■病児・病後児保育を充実させました</p> <p>子どもが病気や病気の回復期で、仕事の都合等で家庭での保育が困難な場合に、一時的に専用施設で預かる「病児・病後児保育」の充実。</p>	<p>病児保育：0 病後児保育：1</p>	<p>病児保育：2 病後児保育：2</p>
3	<p>■認可保育所の定員を拡充させました</p> <p>待機児童の解消に向けて、私立保育所の新增設を推進。</p>	<p>保育所数：44園(※) 保育所定員：5,825人</p>	<p>保育所数：46園 保育所定員：6,373人</p>
4	<p>■認定こども園の設置を進めました</p> <p>県内初の認定こども園を平成21年度に設置。また、市立幼稚園と市立保育所を認定こども園に統合・再編する取り組みを開始。</p>	<p>幼稚園型：1園 保育所型：0園</p>	<p>幼稚園型：4園 保育所型：1園</p>
5	<p>■バンビーホームの充実を進めました</p> <p>各小学校区への設置と民間学童施設の増設等のほか、一部のホームにて19時までの延長保育を試行。</p>	<p>直営：42か所 民間：2か所</p>	<p>直営：46か所 民間：3か所</p>
6	<p>■子育て家庭の経済的支援を拡充させました</p> <p>経済的支援の一環として、子どもの医療費助成の対象者を拡大。</p>	<p>&lt;子ども医療費助成&gt; 平成23年8月から、子どもの医療費助成の対象を中学校修了前まで拡大しました。</p>	
7	<p>■子育てと仕事の両立に向けた取り組みを進めました</p> <p>市内の事業主や企業を対象に、仕事と生活の調和を図り、社会全体で子育てを支援する機運を高めるための取り組みを推進。</p>	<p>&lt;子育て支援企業の表彰&gt; 平成23年度から、仕事と子育てを両立できる職場環境づくりに積極的に取り組んでいる企業を「ならの子育てほっと企業」として表彰する制度を開始しました。</p>	

※認可保育所については、平成21年度末をもって公立保育所が3園閉園。

### 3. 子ども・子育て支援新制度で求められる対応

⇒ 本市の子ども・子育て家庭を取り巻く環境、現行の次世代計画での取り組みのほか、国の基本指針（案）で示されている子ども・子育て支援の意義のポイントも踏まえながら記載する。

## 第3章 事業計画の基本的な理念・方針について

### 1. 計画の愛称について（案）

「奈良市子どもにやさしいまちづくりプラン」としてはどうか

（愛称の意図）

- 現在本市では、「子どもにやさしいまちづくり」を進めていくため、その基本となる理念及び具体化の方向について、「奈良市子ども条例検討委員会」を設置し、「奈良市子どもにやさしいまちづくり条例（子ども条例）」の検討を進めている。
- 条例が目指す「子どもにやさしいまち」とは、子どもの権利を尊重し、子どもが自立するための知識と経験を得られるよう子どもへの支援及び子育て支援を社会全体で取り組み、一人一人の子どもが安心して豊かに暮らすことのできるまちをいう。
- この条例に基づく施策は、事業計画において定める（条例骨子（案）Ⅴ施策の推進19（計画と検証）ものとしており、子ども条例と事業計画との整合性を図るため、「子どもにやさしいまちづくり」というキーワードを愛称として設定する。

### 2. 計画の基本理念について

「すべての子どもが今を幸せに生き、夢と希望を持って成長することができるまち なら」としてはどうか

### 3. 計画の基本方針について

⇒ 基本理念を受けて、「子ども」「子育て家庭」「地域や社会」という3つの視点から、子どもにやさしいまちづくりのために、次の3つの基本方針を掲げ、総合的に施策を展開することを目指す。

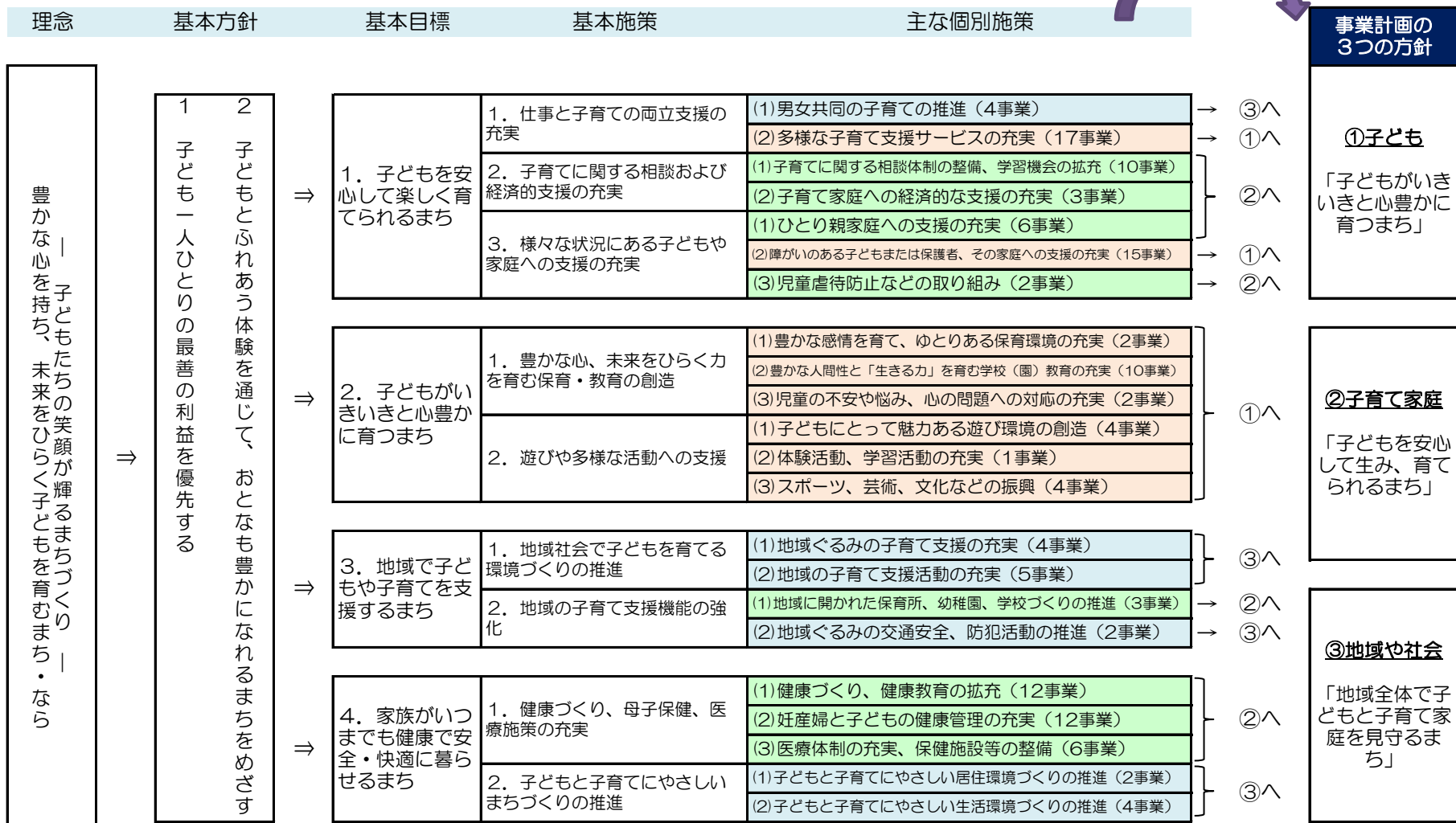
- ①子どもがいきいきと心豊かに育つまちづくり【子ども】
- ②子どもを安心して生み育てられるまちづくり【子育て家庭】
- ③地域全体で子どもと子育て家庭を見守るまちづくり【地域や社会】

## 第4章 奈良市の子ども・子育て支援のこれからの取組について

○ この章では、基本理念・基本方針に基づいて、今後5年間の奈良市の取組について、施策の体系とその内容を示す。

理念	基本方針	基本目標	個別施策（次世代計画での個別施策）
すべての子どもが今を幸せに生き、夢と希望を持って成長することができるまちなら	①子どもがいいきと心豊かに育つまちづくり 【子ども】	(1) 子どもの権利の尊重	(新規) 子ども会議の設置等
		(2) 乳幼児の教育・保育の充実	<1-1-(2)の一部、2-1-(1)> (具体的な取組の例) 教育・保育施設及び地域型保育事業の整備、教育・保育の質の向上に向けた取組等
		(3) 学齢期の学習・体験活動の充実	<2-1-(2)～(3)、2-2-(1)～(3)> (具体的な取組の例) 学校教育の充実、放課後児童健全育成事業、放課後子ども教室、児童館、生徒の相談体制の充実等
	②子どもを安心して生み育てられるまちづくり 【子育て家庭】	(4) 子どもと子育て家庭の健康の確保	<4-1-(1)～(3)> (具体的な取組の例) 母子の健康づくり、情報提供・相談、医療体制の充実等
		(5) 地域における子育て支援の充実	<1-1-(2)の一部、3-2-(1)> (具体的な取組の例) 地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、その他地域子ども・子育て支援事業、幼稚園・保育所の園庭開放等
		(6) 子育ての相談体制・情報提供の充実	<1-2-(1)、4-2-(2)の一部> (具体的な取組の例) 相談体制の充実、子育て応援サイト、子育てガイドブック等
		(7) 様々な状況にある子どもと子育て家庭への支援の充実	<1-2-(2)、1-3-(1)～(3)> (具体的な取組の例) 経済的な支援の充実、ひとり親家庭への支援、障がいのある子どもとその家庭への支援、児童虐待防止の取組等
	③地域全体で子どもと子育て家庭を見守るまちづくり 【地域】	(8) 地域ぐるみで子どもを育てる環境づくりの推進	<3-1-(1)～(2)、3-2-(2)> (具体的な取組の例) 子育てサークル・子育て支援アドバイザー、交通安全、防犯活動の推進等
		(9) 仕事と子育ての両立支援の推進	<1-1-(1)> (具体的な取組の例) 男女共同の子育て推進、ならの子育てほっと企業等
		(10) 子どもと子育て家庭にやさしい生活環境づくりの推進	<4-2-(1)～(2)> (具体的な取組の例) バリアフリー、居住環境づくりの推進等

■参考：現行の奈良市次世代育成支援行動計画（後期計画）の施策の体系





(今までの部会でいただいたご意見)

- たたき台について、「子ども」が主となっており、従来は大きく捉えられていたものを幼保一体化に向けた取組や、年齢で対応しようということで項目が増えていることはわかりやすく良いと思う。子どもの障がいについて、ニーズが高まっていることから項目に挙げて支援に力を入れていくことを示すのも良いかもしれない。
- 奈良市の状況からすると地域での子育て支援が重要だと思われるので、地域自体を作っていくという部分と地域の子育て支援自体を強化していくという部分を抜かさないようにしていきたい。
- 市民の方が見てわかりやすい柱立てになっていることが大事なので、子どもの発達段階に分ける、もしくは担い手ごと、例えば「子ども当事者子育て家庭、学校等の施設、地域」という形で分類することもできる。
- この柱のタイトルは、今後どこに力を入れて事業をやっていこうという表明であり、目立つところなので、ふんわりと表現するよりは、目標としてこれに取り組みますということが明確になるほうがいいのではないかな。

## 第5章 主な事業の5年間の需給計画について

○ この章では、新制度における給付対象施設となる教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業について、提供区域ごとに、平成27年度から5年間の「量の見込み」と、見込みに対応する「確保方策」を年度ごとに記載する（参考：本日の資料1・資料2）。

### ■教育・保育の量の需給計画のイメージ

〇〇区域	1年目			2年目			
	教育標準 時間認定 (1号)	3歳以上 保育認定 (2号)	3歳未満 保育認定 (3号)	教育標準 時間認定 (1号)	3歳以上 保育認定 (2号)	3歳未満 保育認定 (3号)	
①量の見込み	300人	200人	200人	300人	200人	200人	
②確保の 内容	教育・保育施設	300人	200人	80人	300人	200人	150人
	地域型保育	0人	0人	20人	0人	0人	30人
② - ①	0人	0人	▲100人	0人	0人	▲20人	

～

### ■地域子ども・子育て支援事業の需給計画のイメージ

地域子育て支援拠点事業	1年目	2年目	3年目
①量の見込み	3,000人（10か所）	3,000人（10か所）	3,000人（10か所）
②確保の内容	3,000人（10か所）	3,000人（10か所）	3,000人（10か所）
② - ①	0	0	0

～

（今までの部会でいただいたご意見）

- ・ 地域子ども・子育て支援事業の中で、在宅の保護者が利用できる事業というものは限られてくることから、11ページのような実施計画を記載する際には、全部の事業を同じように並列して記載するのではなく、地域の子育て支援の事業はこれだというものに特化する等、工夫して記載していただきたい。

#### 【対応の方向性】

→ 需給計画のイメージは、国から示されている雛形ではあるが、分かりやすさという視点からも、用語の使い方や事業の記載の方法等のほか、資料編も活用しながら、可能な範囲で見せ方を工夫する。

## 第6章 計画の推進体制について

○ 子ども・子育て会議の役割の一つである、事業計画策定後のPDCAサイクルの確保について記載する。

- 「市町村子ども・子育て支援事業計画の達成状況の点検及び評価」については、任意記載事項となっているが、子ども・子育てを取り巻く状況は年々変化していくことから、奈良市子ども・子育て会議において毎年度、点検及び評価を行う旨を明示する。
- 評価について、基本指針（案）では、「個別事業の進捗状況（アウトプット）に加え、計画全体の成果（アウトカム）についても点検・評価することが重要である。（中略）取組を評価するため、利用者の視点に立った指標を設定し、点検及び評価を行い、施策の改善につなげていくことが望まれる。」と記載されている。
- 事業計画の見直しについては、基本指針（案）では、1～3号の認定子どもの状況が、量の見込みと大きく乖離する場合には見直しが必要となるため、必要がある場合は、中間年を目安として見直しを行うこととされている（教育・保育、地域子ども・子育て支援事業に関する需給関係）。

（検討いただきたいポイント）

- 計画の点検及び評価に当たっては、提供区域ごとに実施してはどうか（課題だけではなく、良い評価も公表。評価手法や評価時期については、別途要検討）。
- 事業計画における「量の見込み」と「確保方策」の内容について、必要がある場合は中間年を目安として見直す旨を明示してはどうか。
- 事業計画の費用対効果については、基本指針（案）において「地方版子ども・子育て会議においては、（中略）費用の使途実績等について点検、評価し」とあるが、「確保方策」の内容の手法は様々であり、金額の大小が直接評価につながるかどうかは不透明であることから、今後の国の会議の状況等を勘案しつつも、明記しない方向で検討してはどうか。

(今までの部会でいただいたご意見)

- ニーズや需給の関係は区域ごとに異なるので、計画や評価も区域ごとに示したほうがよいのではないかと。区域ごとに進める施策に違いが出るところが難しさではあるが、それぞれが子育て家庭のニーズに即した支援になると思う。
- 計画の評価も区域ごとで行うということは、従来は数値目標をクリアすればよかったので画期的ではあるが、例えば区域内に1か所しかない区域のほうが満足度が高く、3か所ものがあるても満足度が低いということも有り得るので、具体的なイメージを持つべきではないか。
- 数値目標だけでは、数を増やしてどうなったという部分までは見えにくいので、「これだけ効果がある、満足度が上がる」ということまでアプローチできたほうが、市民にとっていいのではないかと。
- 計画策定後、実績と乖離がある場合に、3年目に見直すという提案だが、子ども・子育て会議で毎年状況を把握することになるという点や、完成年度になってくると修正しにくいという点から、まずは2年目の時点で暫定的に大き目の評価を行い、そのままいいかということを見るという考え方もあるのではないかと。
- 費用対効果について、費用面を明示しないと誤解が生じるのではないかと。効果の表し方については他の自治体と情報交換ができればいいと思うが、費用の表し方について、整備された区域と整備できなかった区域とで差が生まれることを危惧されるかもしれないが、例えば「認定こども園をこの区域に新設した」というように区域で区切るのではなく、市全体としてこの事業にこのようにお金を投下したという形式は、少なくとも出さずべきではないかと。
- 事業にいくらお金がかかっているのかがないと、事業の評価が難しいのではないかと。評価というものは、振り返りのためではなく、施策を次はどう発展的に進めていくかということを議論するために行うものであると考えるので、費用抜きには語るできないのではないかと。



【対応の方向性】

- 経費のうち、予算自体は議決を経て確定することから5年間の予算を計画に記載することは難しいが、投下した費用の実績については、子ども・子育て会議における毎年度の評価の際に提示するものとする。「効果」の測り方については、今後継続して検討するものとする。

# 奈良市子どもにやさしいまちづくり条例骨子（案）の構成



## I. 総則

- ① 目的
- ② 基本理念
- ③ 定義



## II. 子どもの大切な権利

- ④ 子どもにとって大切な権利の保障と他者の権利の尊重

## III. 大人等の役割

- ⑤ 共通の役割
- ⑥ 市の役割
- ⑦ 保護者の役割
- ⑧ 地域住民の役割
- ⑨ 子どもが育ち・学ぶ施設の関係者の役割
- ⑩ 事業者の役割

子どもにやさしいまちづくりの実現

役割の遂行

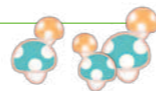
## IV. 子どもにやさしいまちづくりの推進

- ⑪ 子どもの意見表明及び参加の促進
- ⑫ 子ども会議
- ⑬ 子育て家庭への支援
- ⑭ 特別なニーズのある子どもとその家庭に対する支援
- ⑮ 子どもへの虐待等に対する取組
- ⑯ 有害・危険な環境からの保護
- ⑰ 子どもの居場所・遊び場づくり
- ⑱ 相談体制

子どもに関する施策の計画検証等

## V. 施策の推進

- ⑲ 計画と検証
- ⑳ 体制整備
- ㉑ 広報及び啓発



# 奈良市 子どもにやさしいまちづくり条例骨子(案)

## 中間報告 概要版

奈良市の子どもたちが、今を幸せに生き、  
夢と希望を持って成長していけるように



平成26年5月  
奈良市・奈良市子ども条例検討委員会



# 奈良市子どもにやさしいまちづくり条例骨子(案)中間報告の概要



奈良市では、すべての子どもが、今を幸せに生き、夢と希望を持って成長していけるようにとの願いを込め、子ども条例検討委員会を設置し、子ども条例の検討を進めています。この度、この検討委員会から「子どもにやさしいまちづくり条例骨子(案)」中間報告が提出されました。

## 子ども条例の目的

- この条例が目的とする「子どもにやさしいまち」とは、子どもの権利を尊重し、子どもが自立するための知識と経験を得られるよう子どもへの支援及び子育て支援を社会全体で取り組み、一人一人の子どもが安心して豊かに暮らすことのできるまちをいう。
- 奈良市の子どもたちが、今を幸せに生きることができ、将来に夢と希望をもって成長していけるように、子ども参加によって大人と共にまちづくりを進めることを目的とする。

この条例では、子どもにやさしいまちづくりを進めていくための基本となる理念や、子どもにやさしいまちづくりを具体的に展開するための方向について定めています。

「子どもにやさしいまち」とは、子どもの権利を尊重するとともに、子どもが自立するために社会全体が支援することや、安心して子育てのできるまちづくり等を通して、子どもが育つための支援に、社会全体で取り組むという考え方を表しています。

## 子ども条例の基本理念

- 日本国憲法及び児童の権利に関する条約の理念に基づき、子どもが権利の主体として尊重されることを全ての取組の基礎とすること。
- 市、保護者、地域住民、子どもが育ち・学ぶ施設の関係者及び事業者は、子どもの成長及び発達に応じ、その思いや意見に耳を傾け、子どもの最善の利益を第一に考慮する。
- 子どもにやさしいまちづくりを進めることは、子どもだけでなく、奈良市に住み、訪れるすべての人にとってやさしいまちづくりにつながるという理念を取組の基礎とすること。

子ども条例の基本理念として、子どもの権利を尊重することが全ての基礎になること。子どもにとっての最善の利益を考慮すること。子どもにやさしいまちづくりを進めることは、奈良市に住み、訪れるすべての人にとってやさしいまちづくりにつながるという考え方を表しています。



## 定義

この条例でいう「子ども」とは、「18歳未満の者」を対象としています。ここでいう「18歳未満の者」とは、奈良市民だけではなく、奈良市を訪れた人であっても、市内にいる限りは子どもとして広く対象としています。

## 子どもにとって大切な権利の保障と他者の権利の尊重

- 子どもは、この条例の基本理念の通り、子どもにとって大切な権利の保障を求めることができる。
- 子どもは、自分にとって大切な権利が保障されることと同様に他者の権利を尊重するよう努めるものとする。

この条例の基本理念に基づき、子どもにとって大切な権利が保障されるよう、子どもたちが求めることができることを表しています。また、自分自身の権利の保障を求めただけではなく、他者の権利も自分自身の権利と同様に尊重されるよう、子どもたちが努めるものとすることを表しています。

## 大人たちの役割

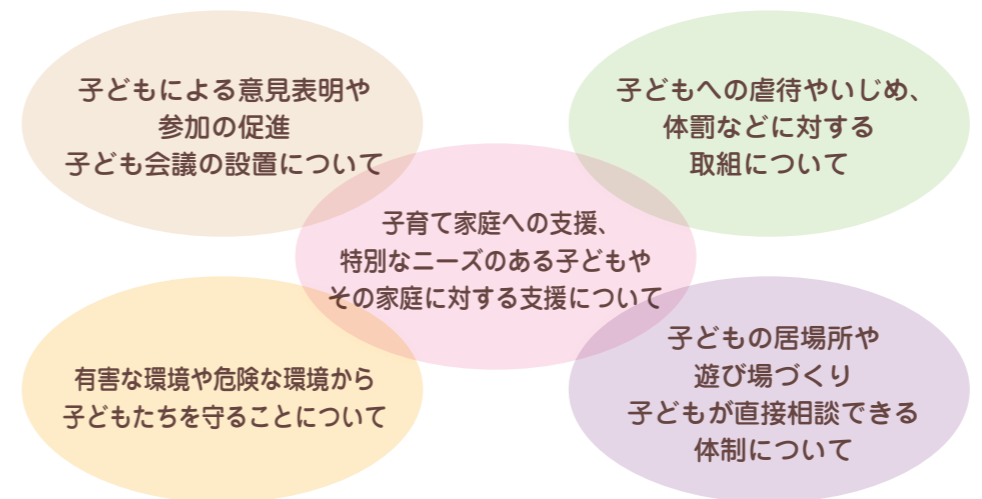
ここでは、子どもにやさしいまちづくりを行う上での大人たちの役割を明記しています。



市、保護者、地域住民、子どもが育ち・学ぶ施設の関係者及び事業者が連携・協働し、子どもにやさしいまちづくりを進める

## 子どもにやさしいまちづくりの推進

ここでは、子どもにやさしいまちづくりの推進について、具体的な取組を掲げています。



ここでは、市が行う施策として、計画の策定、定期的な検証、総合的な調整を行うための必要な体制整備、広報活動及び啓発活動の実施について掲げています。



# 量の見込みの算出について

(第5回事業計画策定部会資料)

※本資料に記載のデータは検討用の数値であり、確定されたニーズ量ではありません

※国から算出方法の修正等があり、前回に記載した文言・数値を一部修正しています

奈良市子ども未来部子ども政策課  
平成26年6月26日

# 目次

1. 「量の見込み」について	・・・	2
2. 「国の手引き」による量の見込みの算出方法の概要	・・・	3
3. 計画期間における児童数の推計	・・・	5
4. 本市の家庭類型の状況	・・・	6
5. 算出にあたっての本市の考え方	・・・	9
6. 利用意向		
①教育標準時間（1号）認定	・・・	11
②保育認定（2号：幼稚園）	・・・	12
②保育認定（2号：認定こども園・保育所）	・・・	13
③保育認定（3号）	・・・	15
④時間外保育事業	・・・	17
⑤放課後児童健全育成事業	・・・	19
⑥子育て短期支援事業	・・・	21
⑦地域子育て支援拠点事業	・・・	22
⑧一時預かり事業	・・・	24
⑨病児・病後児保育事業	・・・	29
⑩就学後のファミリー・サポート・センター事業	・・・	31
⑪利用者支援事業	・・・	33
7. 国の手引きに記載のない事業について	・・・	33



# 1. 「量の見込み」について

## (1) 「量の見込み」の算出について

### ■ 「量の見込み」の算出の趣旨

- 子ども・子育て支援法に基づき、「(仮称)奈良市子ども・子育て支援事業計画」を策定することとなるが、その中には教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の5か年の「量の見込み」及び「確保の内容」を記載しなければならない。
- 「量の見込み」については、国が示す基本指針及び算定の手引きに基づいて、ニーズ調査結果等を活用しつつ算定することとなっている。

### ■ 「量の見込み」の算出の根拠

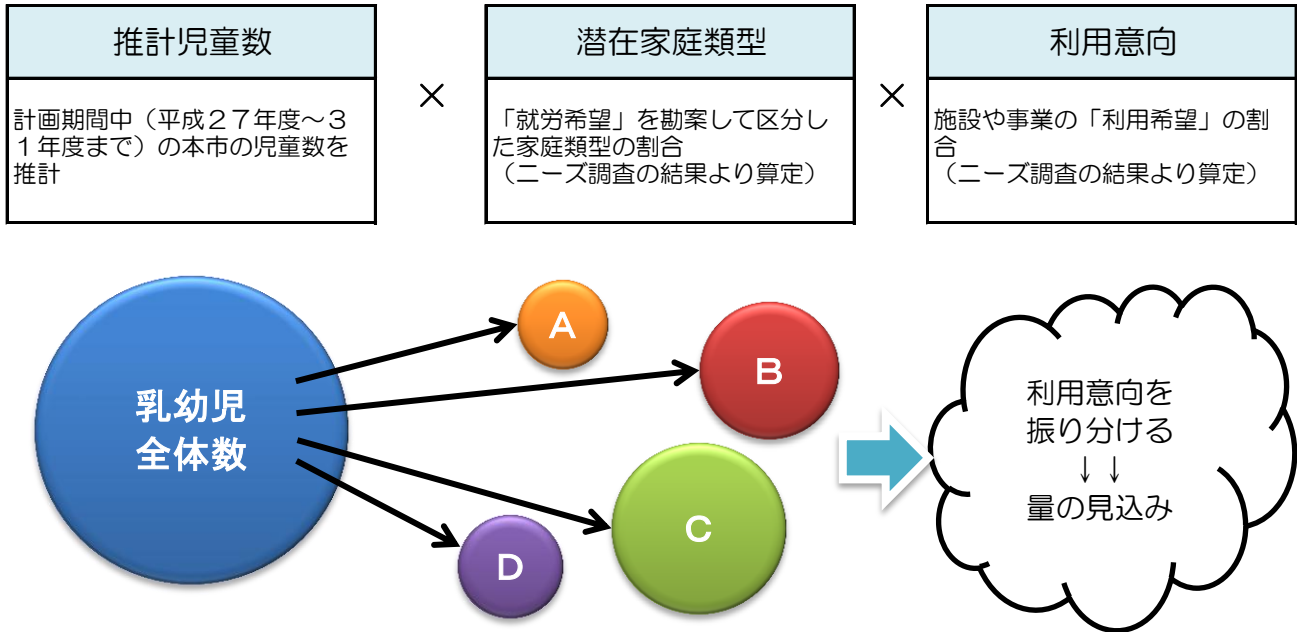
- 国からは、「量の見込み」の算定にあたっての考え方や算定方法が、全国一律の「参酌基準」(参考にするべき基準)として示されている。
  - ①「子ども・子育て支援法に基づく基本指針(案)」  
→量の見込みを算定するための基本的な考え方
  - ②「市町村子ども・子育て支援事業計画における『量の見込み』の算出等のための手引き」  
→量の見込みの具体的な算定方法

## (2) 全国共通で「量の見込み」を算出する項目

	対象児童	対象児童年齢
1	教育標準時間認定(認定こども園及び幼稚園) <専業主婦(夫)家庭、就労時間短家庭>	3~5歳
2	保育認定①(幼稚園) <共働きであるが幼稚園利用のみの家庭>	3~5歳
	保育認定②(認定こども園及び保育所)	3~5歳
3	保育認定③(認定こども園及び保育所+地域型保育)	0歳、1・2歳
4	時間外保育事業	0~5歳
5	放課後児童健全育成事業	1~3年生、4~6年生
6	子育て短期支援事業(ショートステイ・トワイライトステイ別)	0~18歳
7	地域子育て支援拠点事業	0~2歳
8	一時預かり事業 ・幼稚園における在園児を対象とした一時預かり ・その他	3~5歳 0~5歳
9	病児保育事業	0~5歳、1~6年生
10	子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業)	0~5歳、1~3年生 4~6年生
11	利用者支援事業	0~5歳、1~6年生

## 2. 「国の手引き」による量の見込みの算出方法の概要

### (1) 基本的なイメージ



### (2) 3つのステップ

ステップ1	「潜在家庭類型」を分類・算出する
	<ul style="list-style-type: none"> <li>• ニーズ調査の結果を基に、対象となる子どもの父母の有無及び就労状況により、潜在家庭類型8種類に分類する。</li> <li>• 分類にあたっては、現在の就労状況に将来の就労意向を反映した「潜在家庭類型」によるものとし、各類型の実数及び割合を算出する。</li> </ul>
ステップ2	各施設や事業の「利用意向」を算出する
	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 各事業に該当するニーズ調査の設問の回答状況より、「利用意向」を算出する。</li> <li>• 基本的には、次の式により算出する。                      （利用意向）＝（利用意向率）×（利用意向頻度）                      ※利用意向率…その事業を利用したい（している）と答えた割合                      ※利用意向頻度…その事業を利用したい（している）と答えた頻度                 </li> </ul>
ステップ3	「量の見込み」を算出する
	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 基本的には、次の式により算出する（年齢ごとに算出し積み上げ）。                      （見込み量）＝（推計児童数）×（潜在家庭類型の割合）×（利用意向）                      ※利用意向…ステップ2で算出した利用意向                 </li> </ul>

### (3) 潜在家庭類型について

#### ■ 潜在家庭類型の種類

タイプ	父母の有無と就労状況
タイプA	ひとり親家庭
タイプB	フルタイム × フルタイム
タイプC	フルタイム × パートタイム※ ※就労時間：月120時間以上+下限時間～120時間の一部
タイプC'	フルタイム × パートタイム※ ※就労時間：下限時間～120時間の一部+下限時間未満
タイプD	専業主婦（夫）
タイプE	パートタイム※ × パートタイム※ ※就労時間：双方が月120時間以上+下限時間～120時間の一部
タイプE'	パートタイム※ × パートタイム※ ※就労時間：どちらかが下限時間～120時間の一部+下限時間未満
タイプF	無業 × 無業

#### ■ 潜在家庭類型概念図

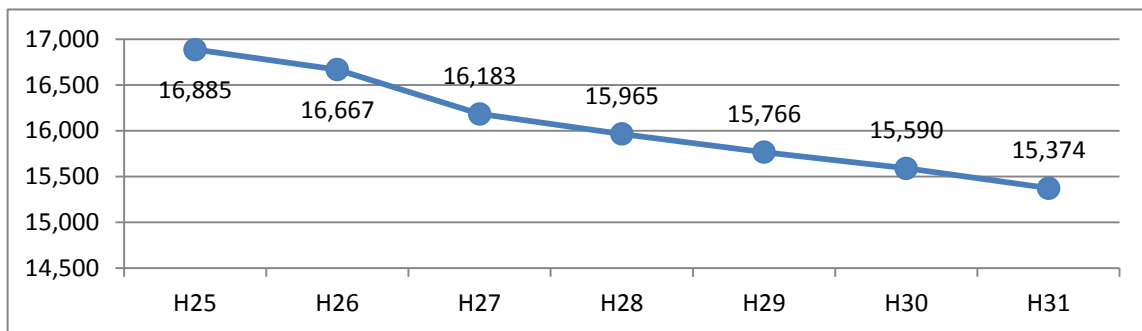
父親		母親		3. パートタイム就労 4. 育休・介護休業中			5. 現在は就労していない 6. 就労したことがない
		1. フルタイム就労 2. 育休・介護休業中		120時間以上	120時間未満 下限時間以上	下限時間未満	
1. フルタイム就労 2. 育休・介護休業中		タイプB	タイプC	タイプC'	タイプD		
3. パートタイム 就労 4. 育休・介護休 業中	120時間以上	タイプC	タイプE	タイプD		タイプD	
	120時間未満 下限時間以上	タイプC'	タイプE'		タイプD		
	下限時間未満	タイプD		タイプE'		タイプD	
5. 現在は就労していない 6. 就労したことがない		タイプD		タイプD		タイプF	

### 3. 計画期間における児童数の推計

#### (1) 就学前児童（0～5歳）の推計

	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31
0歳	2,857	2,759	2,564	2,525	2,484	2,455	2,405
1歳	2,696	2,730	2,655	2,622	2,582	2,540	2,510
2歳	2,751	2,727	2,681	2,660	2,627	2,587	2,545
3歳	2,828	2,779	2,702	2,691	2,670	2,637	2,597
4歳	2,779	2,868	2,756	2,704	2,693	2,672	2,639
5歳	2,974	2,804	2,825	2,763	2,710	2,699	2,678
合計	16,885	16,667	16,183	15,965	15,766	15,590	15,374

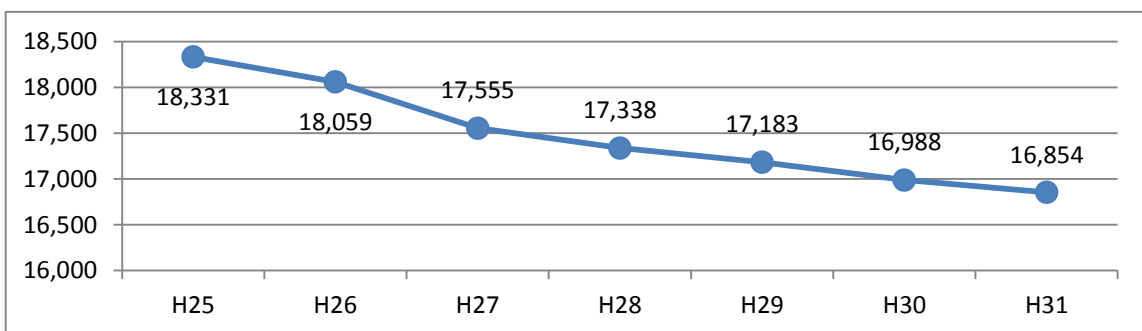
(H25・H26は、各年5月1日現在で学校基本調査報告数値)



#### (2) 小学生（6～11歳）の推計

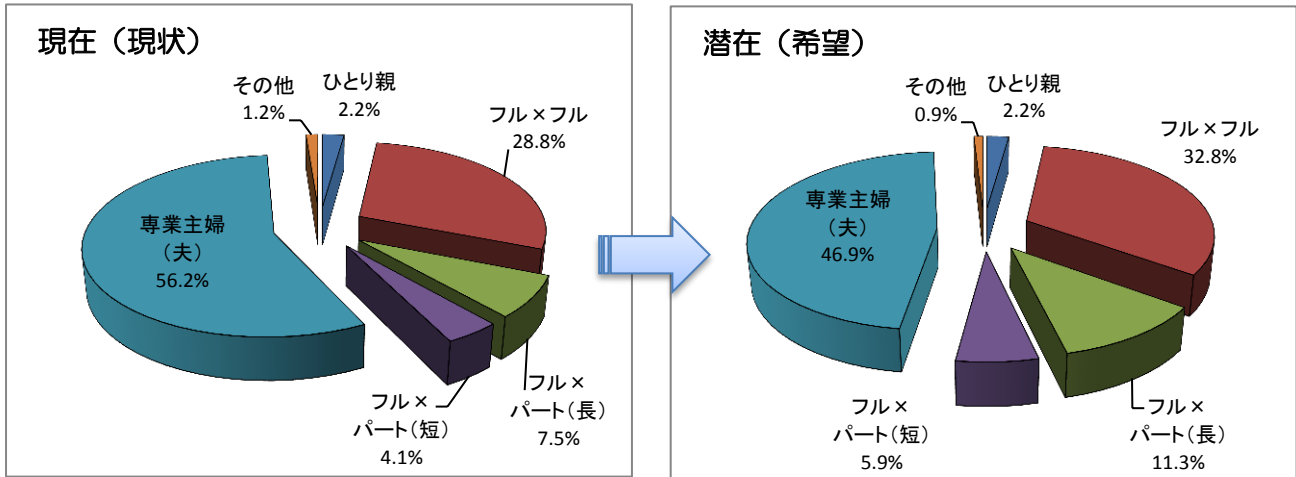
	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31
6歳	2,858	2,969	2,789	2,834	2,772	2,719	2,708
7歳	2,914	2,888	2,978	2,789	2,834	2,772	2,719
8歳	2,937	2,931	2,850	2,986	2,797	2,841	2,779
9歳	3,066	2,952	2,918	2,847	2,983	2,795	2,838
10歳	3,222	3,085	2,945	2,931	2,860	2,996	2,807
11歳	3,334	3,234	3,075	2,951	2,937	2,865	3,003
合計	18,331	18,059	17,555	17,338	17,183	16,988	16,854

(H25・H26は、各年5月1日現在で学校基本調査報告数値)



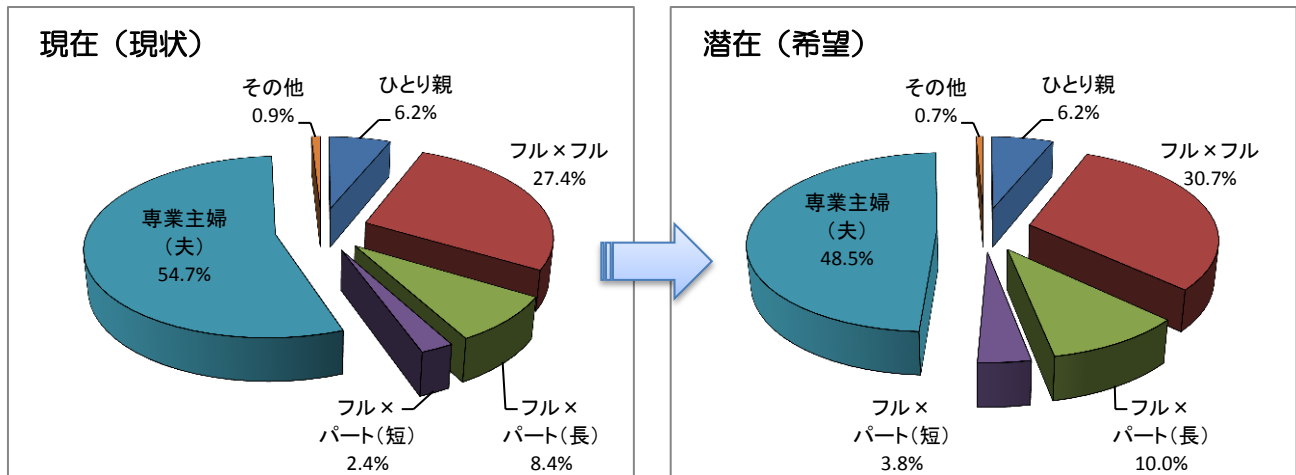
## 4. 本市の家庭類型の状況

### (1) 0歳の家庭類型



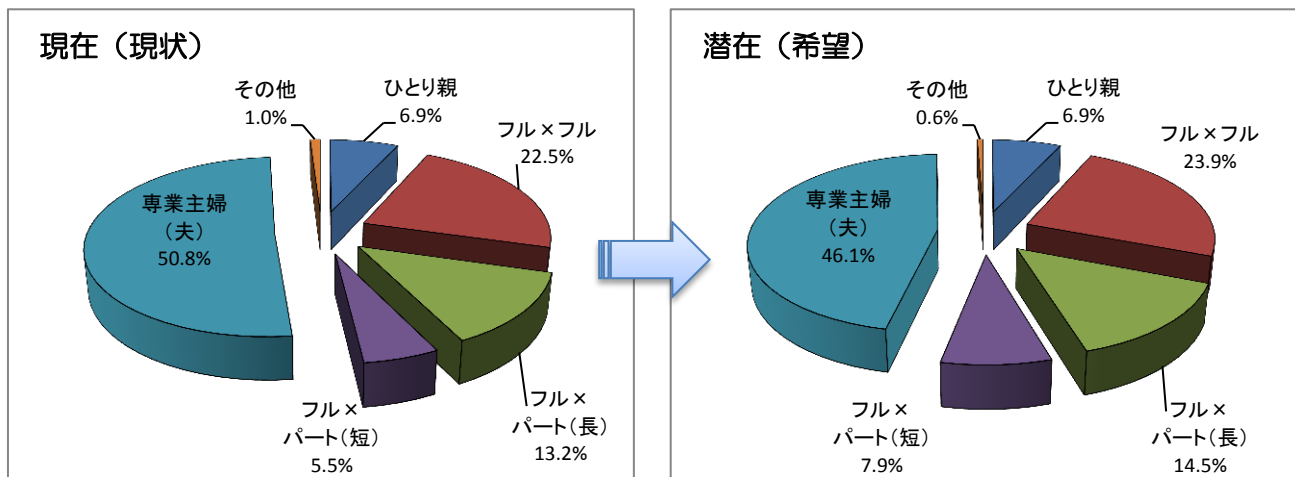
家庭類型		現在	潜在	備考
タイプA	ひとり親家庭	2.2%	2.2%	3号認定
タイプB	フルタイム×フルタイム	28.8%	32.8%	3号認定
タイプC	フルタイム×パートタイム(長)	7.5%	11.3%	3号認定
タイプC'	フルタイム×パートタイム(短)	4.1%	5.9%	
タイプD	専業主婦(夫)	56.2%	46.9%	
タイプE	パートタイム(長)×パートタイム(長)	0.3%	0.0%	3号認定
タイプE'	パートタイム×パートタイム(いずれか短)	0.0%	0.0%	
タイプF	無業×無業	0.9%	0.9%	

### (2) 1・2歳の家庭類型



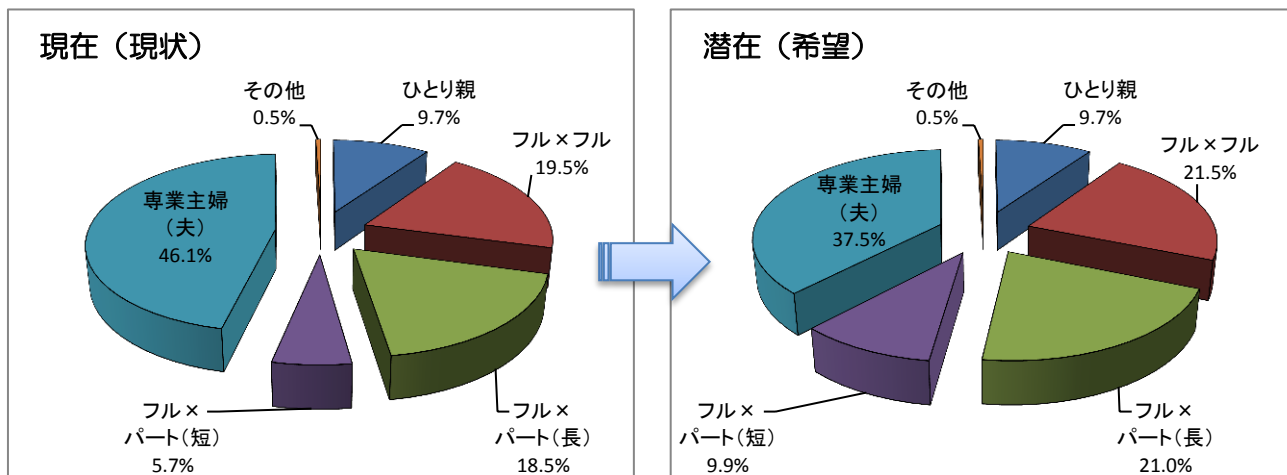
家庭類型		現在	潜在	備考
タイプA	ひとり親家庭	6.2%	6.2%	3号認定
タイプB	フルタイム×フルタイム	27.4%	30.7%	3号認定
タイプC	フルタイム×パートタイム(長)	8.4%	10.0%	3号認定
タイプC'	フルタイム×パートタイム(短)	2.4%	3.8%	
タイプD	専業主婦(夫)	54.7%	48.5%	
タイプE	パートタイム(長)×パートタイム(長)	0.0%	0.0%	3号認定
タイプE'	パートタイム×パートタイム(いずれか短)	0.2%	0.0%	
タイプF	無業×無業	0.7%	0.7%	

### (3) 3～5歳の家庭類型



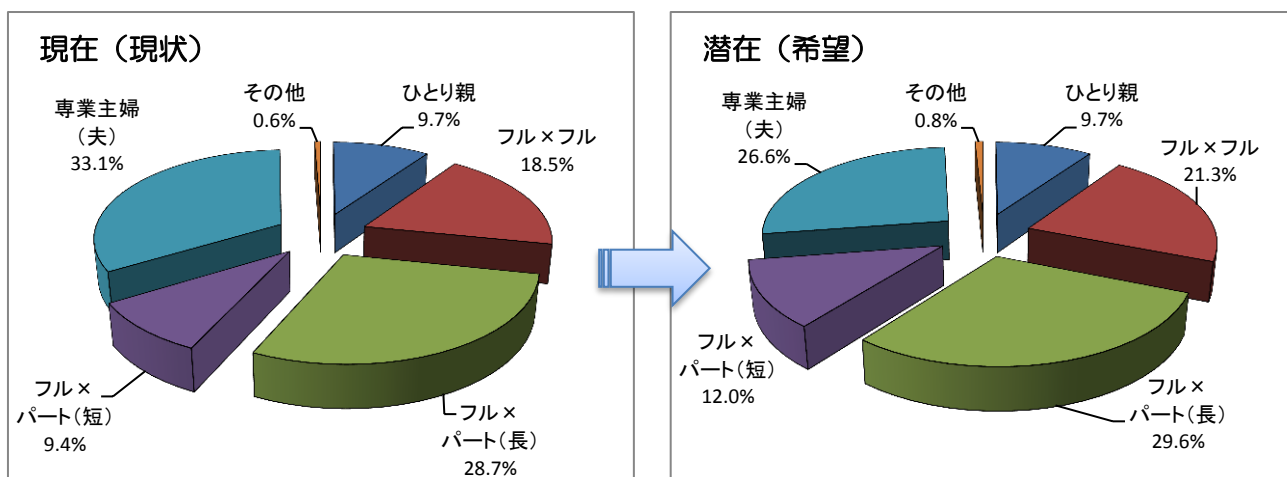
家庭類型		現在	潜在	備考
タイプA	ひとり親家庭	6.9%	6.9%	2号認定
タイプB	フルタイム×フルタイム	22.5%	23.9%	2号認定
タイプC	フルタイム×パートタイム(長)	13.2%	14.5%	2号認定
タイプC'	フルタイム×パートタイム(短)	5.5%	7.9%	1号認定
タイプD	専業主婦(夫)	50.8%	46.1%	1号認定
タイプE	パートタイム(長)×パートタイム(長)	0.0%	0.0%	2号認定
タイプE'	パートタイム×パートタイム(いずれか短)	0.1%	0.1%	1号認定
タイプF	無業×無業	0.9%	0.5%	1号認定

#### (4) 小学生低学年の家庭類型



家庭類型		現在	潜在	備考
タイプA	ひとり親家庭	9.7%	9.7%	放課後児童
タイプB	フルタイム×フルタイム	19.5%	21.5%	放課後児童
タイプC	フルタイム×パートタイム(長)	18.5%	21.0%	放課後児童
タイプC'	フルタイム×パートタイム(短)	5.7%	9.9%	
タイプD	専業主婦(夫)	46.1%	37.5%	
タイプE	パートタイム(長)×パートタイム(長)	0.0%	0.0%	放課後児童
タイプE'	パートタイム×パートタイム(いずれか短)	0.0%	0.0%	
タイプF	無業×無業	0.5%	0.5%	

#### (4) 小学生高学年の家庭類型



家庭類型		現在	潜在	備考
タイプA	ひとり親家庭	9.7%	9.7%	放課後児童
タイプB	フルタイム×フルタイム	18.5%	21.3%	放課後児童
タイプC	フルタイム×パートタイム(長)	28.7%	29.6%	放課後児童
タイプC'	フルタイム×パートタイム(短)	9.4%	12.0%	
タイプD	専業主婦(夫)	33.1%	26.6%	
タイプE	パートタイム(長)×パートタイム(長)	0.0%	0.2%	放課後児童
タイプE'	パートタイム×パートタイム(いずれか短)	0.0%	0.0%	
タイプF	無業×無業	0.6%	0.6%	

## 5. 算出にあたっての本市の考え方

### (1) 基本的な考え方について

#### ■国が示す「手引き」に基づき算定

- ・ 基本的に、「国の手引き」で示された方法（推計児童数×潜在家庭類型×利用意向）に基づいて算定する。
- ・ 国の手引きに記載がない事業については、「国の基本指針」を参考に算定する。

#### ■就学後の保護者に対するニーズ調査の結果を活用

- ・ 国が示していたニーズ調査イメージでは、就学後の保護者に対するニーズ調査については、その実施が任意であったため、国の算定の手引きでは、放課後児童クラブのような小学生対象の事業についても、就学前調査の結果のみで算定するようになっている。
- ・ 実情を反映させるため、就学後の保護者に対する調査結果も活用することとする。

#### ■必要に応じて本市の実情や考え方を加味

- ・ 国の子ども・子育て会議において、次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画策定時の調査における課題として、「実際の必要量よりも見込み量が多く出る傾向がある」という事項が挙げられていた。
- ・ 今回も同様の現象が想定されていることから、国の手引きに基づいて算定する場合は、できる限り正確なニーズを把握するためにも、必要に応じて個別に工夫を行うものとする、

### (参考) 就労時間の下限時間について

- ・ 平成27年度以降の保育認定にあたっては、一時預かり事業で対応が可能な短時間就労は除き、フルタイムのほか、パートタイムなど全ての就労形態に対応していくことが基本とされている。
- ・ 現在は就労時間に関する全国統一の規定はないが、地域ごとに就労の実情は多様であり、市町村の運用にも幅があることから、新制度における保育認定（保育短時間認定）にあたっての就労時間の下限については、1ヶ月あたり48時間以上64時間以下の範囲で市町村が定めることとなる。
- ・ 奈良市では、「1日6時間以上、週4日以上就労」つまり「月96時間」と設定している。本市のような市町村が、新制度への切替時に下限時間をすぐに変更してしまうと、「新たに保育所利用の対象となった」「保育所利用の対象から外れてしまった」利用者が多数発生する恐れがあり、制度変更による不利益が生じる可能性がある。
- ・ 自治体側から見ても、この下限時間は事業計画における「量の見込み」の算定に直結することとなる。よって、国の方針では、現行の就労時間の下限を「1ヶ月あたり48時間～64時間」以外に設定している市町村においては、保育の量的確保等に時間を要すること等を考慮して、最大で10年間の経過措置期間を設けることが可能とされている。

#### 【対応の方向性】

⇒ 就労時間の下限について、最大10年間の経過措置をどう活用するかについては、当部会の所管外であるが、今後、経過期間を利用しながら国が定める下限時間を目指していくこととしていることから、「量の見込み」の算定にあたっては、平成27～31年度の間での下限時間の変更に対応できるよう、便宜的に「64時間」で算定してはどうか（計画期間の中間年等での量の見込みの見直しは可能）。



## (2) 「量の見込み」の補正の考え方について

### ■補正する目的

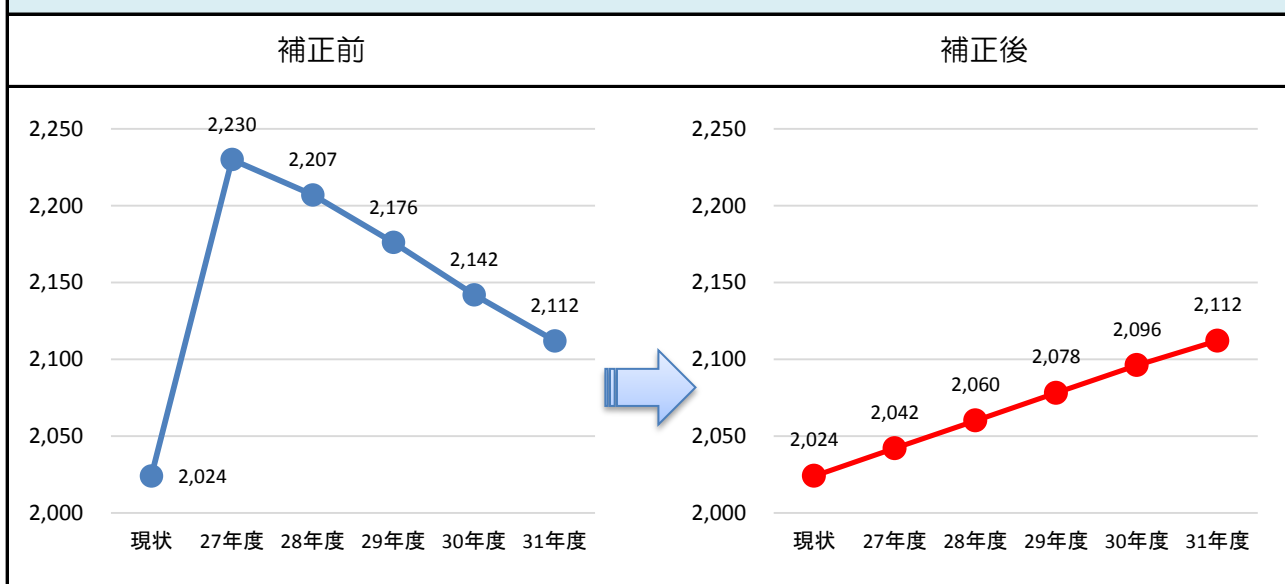
- ・ 量の見込みに対応する、確保方策（施設整備等）を実施しても、実際の利用がなければ事業実施者が損失を被る可能性がある
- ・ 平成31年度（保育は平成29年度）までに実現すべき数値目標として妥当な水準とし、計画として実効性を持たせる必要がある
- ・ 本市の予算上の制約もある

以上より、算出結果が現状と比べて大きく増加している事業について、現実的な利用希望となっているかどうか検証し、必要な補正を行おうとするもの。

### ■教育・保育施設及び地域子ども・子育て支援事業共通の補正方法

- ・ 国の手引きの算出方法による場合、平成27年度（計画初年度）に潜在的な需要が全て顕在化する前提での「量の見込み」が算出される。
- ・ 実際には、経済環境・保育施設等の整備状況などにより、徐々に潜在的な需要が顕在化してくるものと考えられる。（国においても、地方版子ども・子育て会議の議論を経る前提で、このような考え方を認めている。）
- ・ そのため、現状の実績数値から、平成31年度（計画最終年度）の「量の見込み」に向けて、平均的に増加するように補正を行う。

#### （イメージ）3号認定（うち、1・2歳が認定こども園及び保育所を利用するケース）



#### （参考）国の新制度説明会（平成26年4月17日開催）資料2<2>

上記のように、就労希望が計画期間中に徐々に実現するという考え方を採用する場合においても、「教育・保育」に係る「確保方策」については、「待機児童解消加速化プラン」において待機児童解消の目標年次とされている平成29年度末までに「量の見込み」に対応する教育・保育施設及び地域型保育事業を整備することを目指すという考えは変わらない。

## 6. 利用意向①（教育標準時間（1号）認定）

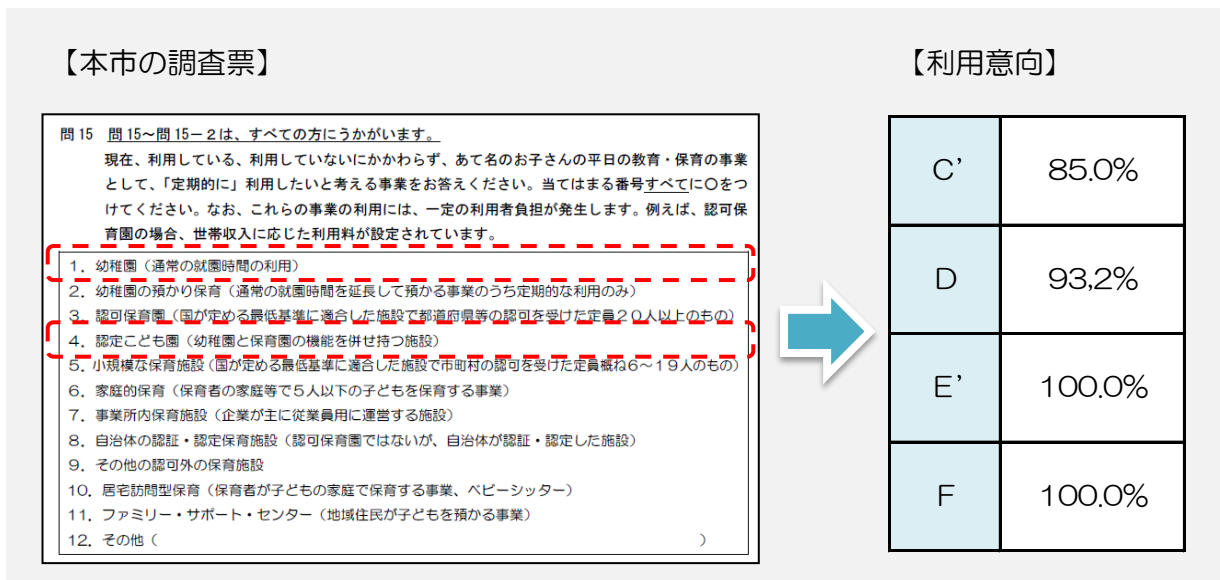
### （1）使用するデータ

①対象年齢…3歳以上～就学前

②対象潜在家庭類型…C'+D+E'+F

③利用意向率

「幼稚園（通常の就園時間の利用）」または「認定こども園」の定期的な利用を希望する人の割合



### （2）量の見込みの算定

①「推計児童数（人）」×「潜在家庭類型（割合）」＝「家庭類型別児童数（人）」

②「家庭類型別児童数（人）」×「利用意向率（割合）」＝「量の見込み（人）」

#### ■「手引き」に基づく教育標準時間認定（1号認定）の量の見込み（案）

事業	対象年齢	充足率	25年度実績		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
			充足率	人数					
1号	3歳	50.3%	50.4%	4,322	4,169	4,106	4,063	4,031	3,983
	4歳								
	5歳								

（※実績値は、25年5月1日時点の国立・市立・私立幼稚園の園児数）

## 6. 利用意向②（保育認定（2号：幼稚園））

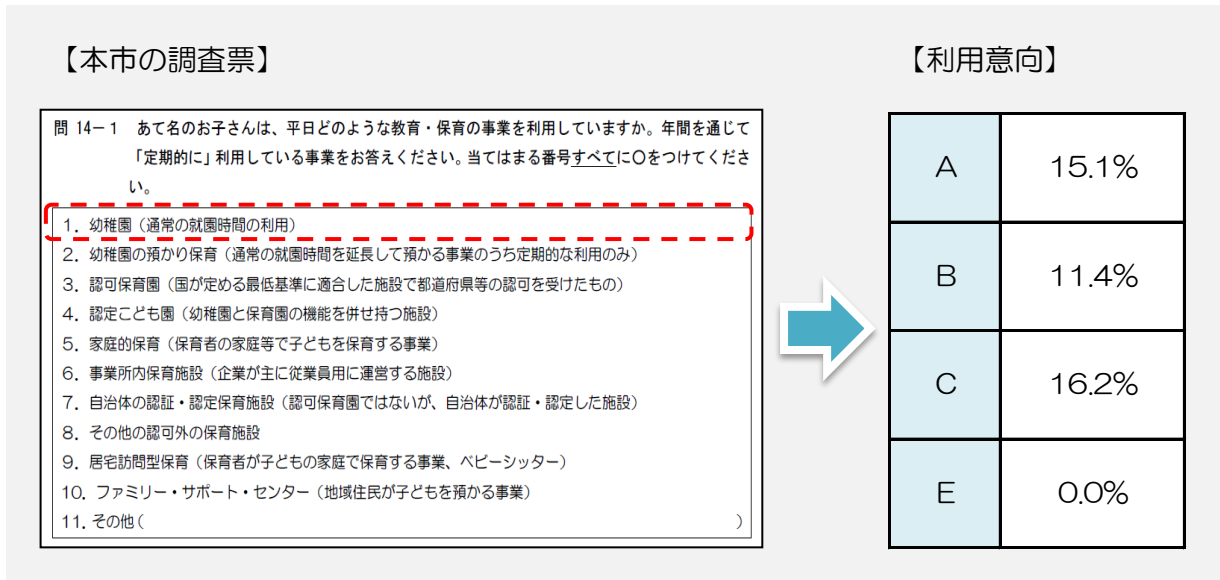
### （1）使用するデータ

①対象年齢…3歳以上～就学前

②対象潜在家庭類型…A+B+C+E

③利用意向率

保育の必要性のある人うち、現在「幼稚園（通常の就園時間の利用）」を定期的に利用している人の割合



### （2）量の見込みの算定

①「推計児童数（人）」×「潜在家庭類型（割合）」＝「家庭類型別児童数（人）」

②「家庭類型別児童数（人）」×「利用意向率（割合）」＝「量の見込み（人）」

#### ■「手引き」に基づく保育認定（2号認定のうち幼稚園利用）の量の見込み（案）

事業	対象年齢	充足率	25年度実績		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
			充足率	人数					
2号	3歳	6.1%	—	—	506	498	493	489	483
	4歳								
	5歳								

## 6. 利用意向②（保育認定（2号：認定こども園・保育所））

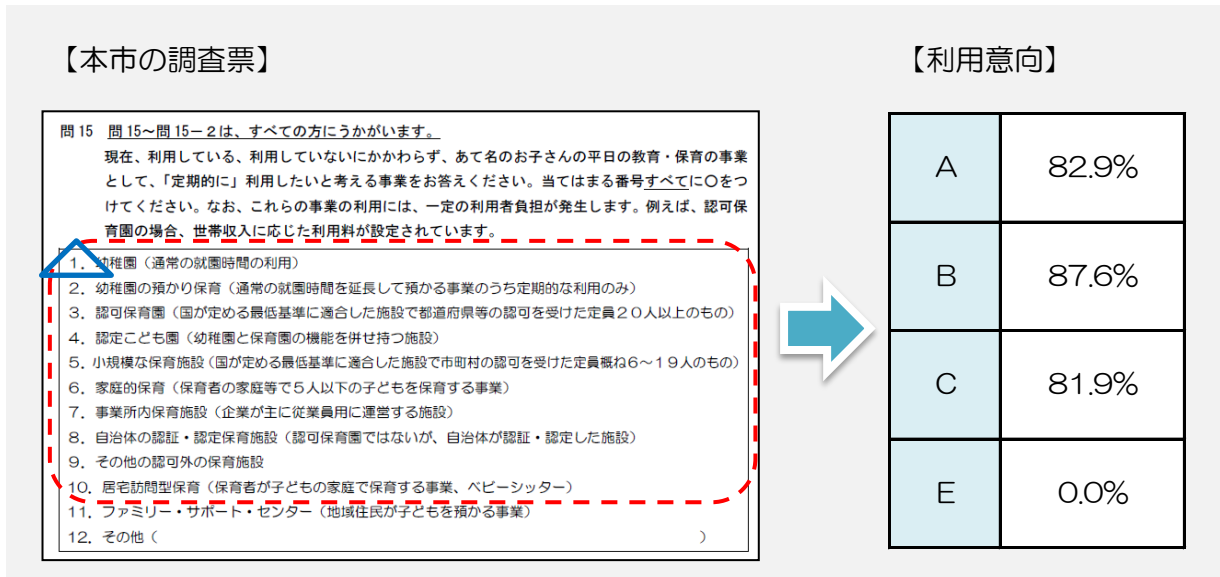
### （1）使用するデータ

①対象年齢…3歳以上～就学前

②対象潜在家庭類型…A+B+C+E

③利用意向率

教育・保育施設の定期的な利用を希望する人の割合から、幼稚園を希望すると考えられる人の割合（前ページの割合）を控除した割合



### （2）量の見込みの算定

①「推計児童数（人）」×「潜在家庭類型（割合）」＝「家庭類型別児童数（人）」

②「家庭類型別児童数（人）」×「利用意向率（割合）」＝「量の見込み（人）」

#### ■「手引き」に基づく保育認定（2号認定のうち認定こども園・保育所利用）の量の見込み（案）

事業	対象年齢	充足率	25年度実績		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
			充足率	人数					
2号	3歳	38.6%	39.2%	3,363	3,193	3,145	3,112	3,087	3,051
	4歳								
	5歳								

（※実績値は、利用の年間ピーク月である26年3月1日時点の市立・私立保育所の園児数）

### (3) 検討のポイント

○利用意向①～③（3～5歳児の教育・保育施設の利用）の充足率を合計しても95%で100%に到達しない。新制度では「3歳以上の全ての子どもに教育・保育を保障する」旨が謳われていることから、残りの5%を上乗せしなくてよいのか。

### (4) 補正後の量の見込み（案）

○「残りの5%」について、3～5歳の教育・保育施設の量の見込み合計に対する1号認定の量の見込み・2号認定（幼稚園）の量の見込み・2号認定（認定こども園又は保育所利用）の量の見込みのそれぞれの構成割合で按分し、「手引き」に基づいて算出した当初の見込み量に加算する。

#### ■「補正後」の教育標準時間認定（1号認定）の量の見込み（案）

事業	対象年齢	充足率	25年度実績		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
			充足率	人数					
1号	3歳	53.0%	50.4%	4,322	4,389	4,323	4,278	4,244	4,194
	4歳								
	5歳								

（※実績値は、25年5月1日時点の国立・市立・私立幼稚園の園児数）

#### ■「補正後」の保育認定（2号認定のうち幼稚園利用）の量の見込み（案）

事業	対象年齢	充足率	25年度実績		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
			充足率	人数					
2号	3歳	6.4%	—	—	533	524	519	514	508
	4歳								
	5歳								

#### ■「補正後」の保育認定（2号認定のうち認定こども園・保育所利用）の量の見込み（案）

事業	対象年齢	充足率	25年度実績		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
			充足率	人数					
2号	3歳	40.6%	39.2%	3,363	3,361	3,311	3,276	3,250	3,212
	4歳								
	5歳								

（※実績値は、利用の年間ピーク月である26年3月1日時点の市立・私立保育所の園児数）

## 6. 利用意向③（保育認定（3号））

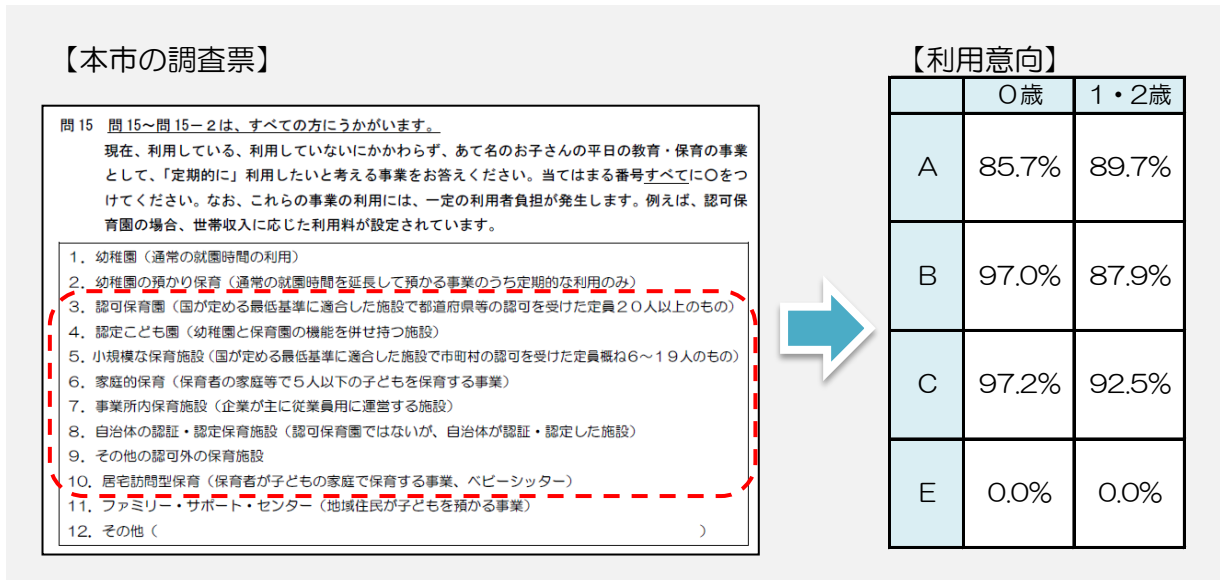
### （1）使用するデータ

①対象年齢…0歳、1・2歳

②対象潜在家庭類型…A+B+C+E

③利用意向率

保育施設の定期的な利用を希望する人の割合



### （2）量の見込みの算定

①「推計児童数（人）」×「潜在家庭類型（割合）」＝「家庭類型別児童数（人）」

②「家庭類型別児童数（人）」×「利用意向率（割合）」＝「量の見込み（人）」

#### ■「手引き」に基づく保育認定（3号認定）の量の見込み（案）

事業	対象年齢	充足率	25年度実績		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
			充足率	人数					
3号	0歳	44.6%	25.1%	717	1,145	1,127	1,109	1,096	1,074
	1歳	41.8%	37.2%	2,024	2,230	2,207	2,176	2,142	2,112
	2歳								

（※実績値は、利用の年間ピーク月である26年3月1日時点の市立・私立保育所の園児数）

### (3) 検討のポイント

- ①0歳児の充足率については、0歳児時点ではなく「将来的な利用ニーズ」も含んでいることから、25年度実績と比較すると著しく高くなる。現状を考慮するならば育児休業取得者の割合に相当する量を控除する必要があるのではないか。
- ②量の見込みは27年度がピークとなっているが、教育・保育施設の整備や社会環境の変化により、潜在的な需要が順次顕在化するのであれば、31年度にかけて平均的に量の見込みが増加するように設定した方がよいのではないか。

### (4) 補正後の量の見込み（案）

- ①0歳児の量の見込みについては、国の「手引き」の計算方法では、育児休業の取得状況が反映されないため、全国的に高い水準となっている。そのため、国において育児休業の取得状況の実態等を調査し、よりニーズの実態に近い「量の見込み」を算出する方法を検討し、提示されることとなった。  
よって、国による調査が終了次第、その方法を検討することとし、今回は次の②の補正のみを行うこととする。
- ②10ページに示した「教育・保育施設及び地域子ども・子育て支援事業共通の補正方法」に基づき、平成31年度の量の見込みを固定し、平均的に増加するように現状からの増加量を按分する。

#### ■「補正後」の保育認定（3号認定）の量の見込み（案）

事業	対象年齢	31年度充足率	25年度実績		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
			充足率	人数					
3号	0歳	44.6%	25.1%	717	789	861	933	1,005	1,074
	1歳	41.8%	37.2%	2,024	2,042	2,060	2,078	2,096	2,112
	2歳								

（※実績値は、利用の年間ピーク月である26年3月1日時点の市立・私立保育所の園児数）



※ 今後も数値の精査を継続します。

## 6. 利用意向④（時間外保育事業）

### （1）使用するデータ

①対象年齢…0歳～就学前

②対象潜在家庭類型…A+B+C+E

③利用意向率

保育施設の定期的な利用を希望しており、かつ、現在利用している施設の  
利用終了希望時刻が「18時以降」と記載している人の割合

#### 【本市の調査票】

問 14-2 平日に定期的に利用している教育・保育の事業について、どのくらい利用していますか。また、希望としてはどのくらい利用したいですか。1週当たり何日、1日当たり何時間（何時から何時まで）かを、（ ）内に具体的な数字でご記入ください。時間は、必ず（例）9時～18時のように24時間制でご記入ください。

（1）現在

1週当たり（ ）日 1日当たり（ ）時間（（ ）時～（ ）時）

（2）希望（現在の利用時間と同じ場合でもご記入ください）

1週当たり（ ）日 1日当たり（ ）時間（（ ）時～（ ）時）

#### 【利用意向】

A	B	C	E
34.9%	42.4%	17.8%	0.0%



### （2）量の見込みの算定

- ①「推計児童数（人）」×「潜在家庭類型（割合）」＝「家庭類型別児童数（人）」
- ②「家庭類型別児童数（人）」×「利用意向率（割合）」＝「量の見込み（人）」

#### ■「手引き」に基づく時間外保育事業の量の見込み（案）

事業	対象年齢	充足率	25年度実績		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
			充足率	実人数					
時間外保育	0歳から5歳	16.0%	10.4%	2,011	2,595	2,561	2,529	2,500	2,466



### (3) 検討のポイント

- ① 18時程度の回答では、本市の延長保育の時間帯にあたらなため、延長保育のみのニーズにふさわしくないのではないか。
- ② 量の見込みは27年度がピークとなっているが、教育・保育施設の整備や社会環境の変化により、潜在的な需要が順次顕在化するのであれば、31年度にかけて平均的に量の見込みが増加するように設定した方がよいのではないか。

### (4) 補正後の量の見込み（案）

- ① 19時以降の回答を対象にして算出を行うと、量の見込みが著しく減少するため、この方法は採用しない。
- ② 10ページに示した「教育・保育施設及び地域子ども・子育て支援事業共通の補正方法」に基づき、平成31年度の量の見込みを固定し、平均的に増加するように現状からの増加量を按分する。

■「補正後」の時間外保育事業の量の見込み（案）

事業	対象年齢	31年度 充足率	25年度実績		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
			充足率	実人数					
時間外保育	0歳から5歳	16.0%	10.4%	2,011	2,102	2,193	2,284	2,375	2,466

## 6. 利用意向⑤（放課後児童健全育成事業）

### （1）使用するデータ

- ①対象年齢…小学校低学年、高学年
- ②対象潜在家庭類型…A+B+C+E
- ③利用意向率  
放課後の時間に過ごさせたい場所でバンビーホームと回答している割合

【本市の調査票】		【利用意向】																
<p>問 15 問 15～問 16 は、すべての方にかがいます。あて名のお子さんが設問の学年に当てはまらない場合も「希望」としてご記入ください。</p> <p>あて名のお子さんについて、小学校低学年（1～3年生）のうち、放課後（平日の小学校終了後）の時間をどのような場所で過ごさせたいと思いますか。当てはまる番号すべてに○をつけ、それぞれ希望する1週当たりの日数を数字でご記入ください。また、「バンビーホーム」の場合には、利用を希望する時間も（ ）内に数字でご記入ください。時間は必ず（例）18時のように24時間制でご記入ください。</p> <p>1. 自宅 週（ ）日くらい                  2. 祖父母宅や友人・知人宅 週（ ）日くらい                  3. 習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など） 週（ ）日くらい                  4. 児童館 ※1 週（ ）日くらい                  5. 放課後子ども教室 ※2 週（ ）日くらい                  6. <b>バンビーホーム（放課後児童クラブ）</b> 週（ ）日くらい                  7. ファミリー・サポート・センター 週（ ）日くらい                  8. その他（公民館、公園など） 週（ ）日くらい</p>		<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>低学年</th> <th>高学年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td> <td>57.4%</td> <td>32.0%</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>65.5%</td> <td>41.8%</td> </tr> <tr> <td>C</td> <td>46.2%</td> <td>23.2%</td> </tr> <tr> <td>E</td> <td>0.0%</td> <td>0.0%</td> </tr> </tbody> </table>			低学年	高学年	A	57.4%	32.0%	B	65.5%	41.8%	C	46.2%	23.2%	E	0.0%	0.0%
	低学年	高学年																
A	57.4%	32.0%																
B	65.5%	41.8%																
C	46.2%	23.2%																
E	0.0%	0.0%																

### （2）量の見込みの算定

- ①「推計児童数（人）」×「潜在家庭類型（割合）」＝「家庭類型別児童数（人）」
- ②「家庭類型別児童数（人）」×「利用意向率（割合）」＝「量の見込み（人）」

#### ■「手引き」に基づく放課後児童健全育成事業の量の見込み（案）

事業	対象年齢	26年度実績	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
		人数					
放課後	低学年	2,161	2,527	2,525	2,465	2,444	2,407
	高学年	691	1,600	1,563	1,572	1,550	1,548

（※実績は5月1日時点の登録者数）

### (3) 検討のポイント

- ①国の手引きでは、週1～2回程度の利用希望も含まれているが、利用実績との差を考慮するのであれば、その割合を控除することも有効ではないか。
- ②量の見込みは27年度がピークとなっているが、就学前の保育ニーズの急激な高まりが今後、放課後児童にも波及してくることと、さらには社会環境の変化により、潜在的な需要が順次顕在化するのであれば、31年度にかけて平均的に量の見込みが増加するように設定した方がよいのではないか。

### (4) 補正後の量の見込み（案）

- ①夏休み等の長期休暇中の一時利用があることを考慮すると、週1～2回程度の利用希望は控除せずに含んだまま算出する。
- ②10ページに示した「教育・保育施設及び地域子ども・子育て支援事業共通の補正方法」に基づき、平成31年度の量の見込みを固定し、平均的に増加するように現状からの増加量を按分する。
- ③高学年の量の見込みについては、本市では従来より6年生まで受入れしているものの、ニーズ調査の結果だけではなく、実際の利用状況からしても、高学年になると利用希望が減少している。よって、各年度の低学年の登録者数に対する高学年の登録者数の比率を算出し、平成26年度の割合（32%）を計画期間中の各年度の低学年の数値に反映させる。

#### ■「補正後」の放課後児童健全育成事業の量の見込み（案）

事業	対象年齢	26年度実績	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
		人数					
放課後	低学年	2,161	2,210	2,259	2,308	2,357	2,407
	高学年	691	707	722	738	754	770

（※実績は5月1日時点の登録者数）

#### （参考）直近5年間の登録者数の推移

対象年齢	22年度		23年度		24年度		25年度		26年度	
	人数	高/低	人数	高/低	人数	高/低	人数	高/低	人数	高/低
低学年	2,026	36.6%	2,025	35.3%	1,972	35.2%	2,032	34.6%	2,161	<b>32.0%</b>
高学年	742		714	↘	695	↘	704	↘	691	↘

## 6. 利用意向⑥（子育て短期支援事業：ショートステイ）

### （1）使用するデータ

①対象年齢…0歳～就学前（事業自体は18歳未満まで対象）

②対象潜在家庭類型…全ての家庭類型

③利用意向（割合×日数）

保護者が泊りがけで子どもを家族以外の人にみてもらわなければならない場合の対処として、「ショートステイを利用した」「子どもだけで留守番をさせた」と回答した人の割合とその平均利用日数

#### 【本市の調査票】

問 25 この1年間に、保護者の用事（冠婚葬祭、保護者・家族の病気など）により、あて名のお子さんを「泊りがけ」で家族以外にみてもらわなければならないことはありましたか（預け先が見つからなかった場合も含みます）。あった場合は、この1年間の対応として当てはまる番号すべてに○をつけ、それぞれの日数も（ ）内に数字でご記入ください。

	1年間の対応	日数
1. あった	1 (同居者を含む) 親族・知人にみてもらった -----▶【問25-1へ】	( ) 泊
	2 短期入所生活援助事業（ショートステイ）を利用した（児童養護施設等で一定期間、子どもを保護する事業）	( ) 泊
	3 2以外の保育事業（認可外保育施設、ベビーシッター等）を利用した	( ) 泊
	4 仕方なく子どもを同行させた	( ) 泊
	5 仕方なく子どもだけで留守番をさせた	( ) 泊
	6 その他（ ）	( ) 泊
2. なかった		

#### 【利用意向率】

A	B	C	C'	D	E	E'	F
0.0%	0.0%	2.0%	0.0%	0.6%	0.0%	0.0%	0.0%

#### 【平均利用日数】

利用日数
3日

### （2）量の見込みの算定

- ①「推計児童数（人）」×「潜在家庭類型（割合）」＝「家庭類型別児童数（人）」  
 ②「家庭類型別児童数（人）」×「利用意向」＝「量の見込み（人日：年間延べ数）」

#### ■「手引き」に基づく子育て短期支援事業の量の見込み（案）

事業	対象年齢	充足率	平成25年度実績		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
			充足率	人日					
短期	0～5歳	0.8%	1.7%	281	128	126	124	123	121

## 6. 利用意向⑦（地域子育て支援拠点事業）

### （1）使用するデータ

①対象年齢…0歳～2歳

②対象潜在家庭類型…全ての家庭類型

③利用意向（割合×日数）

- ・割合：当該事業を「利用している」と回答した人と「今後利用したい」と回答した人の割合
- ・日数：当該事業を「利用している」と回答した人と「今後利用したい」、「今後利用日数を増やしたい」と回答した人の年間平均利用回数

#### 【本市の調査票】

問19 あて名のお子さんは、現在、「地域子育て支援センター」、「つどいの広場」、「子育てスポット」を利用していますか。次の中から、利用しているものすべてに○をつけてください。また、おおよその利用回数（頻度）を（ ）内に数字でご記入ください。

1. 地域子育て支援センター  
1週当たり（ ）回   もしくは   1ヶ月当たり（ ）回程度
2. つどいの広場  
1週当たり（ ）回   もしくは   1ヶ月当たり（ ）回程度
3. 子育てスポット  
1週当たり（ ）回   もしくは   1ヶ月当たり（ ）回程度
4. 利用していない

問20 問18のような地域の子育て支援のための事業について、今は利用していないが、できれば今後利用したい、あるいは、利用日数を増やしたいと思いますか。当てはまる番号1つに○をつけて、おおよその利用回数（頻度）を（ ）内に数字でご記入ください。

1. 利用していないが、今後利用したい  
1週当たり（ ）回   もしくは   1ヶ月当たり（ ）回程度
2. すでに利用しているが、今後利用日数を増やしたい  
1週当たり 更に（ ）回   もしくは   1ヶ月当たり 更に（ ）回程度
3. 新たに利用したり、利用日数を増やしたいとは思わない



#### 【利用意向率】

A	B	C	C'	D	E	E'	F
51.4%	55.9%	60.4%	82.5%	78.1%	0.0%	0.0%	100%

#### 【1か月あたり平均利用日数を年間換算】

A	B	C	C'	D	E	E'	F
35.0	50.4	72.0	61.9	80.9	0.0	0.0	118.3

## (2) 量の見込みの算定

- ①「推計児童数（人）」×「潜在家庭類型（割合）」＝「家庭類型別児童数（人）」
- ②「家庭類型別児童数（人）」×「利用意向」＝「量の見込み（人日：年間延べ数）」

### ■「手引き」に基づく地域子育て支援拠点事業の量の見込み（案）

事業	対象年齢	25年度実績	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
		延べ数／年					
拠点	0～2歳	125,056	378,032	373,582	368,127	362,815	356,977

（※25年度実績は、センター・広場・スポットの年間親子利用者数の合計）

## (3) 検討のポイント

- ①国の手引きでは全ての家庭類型が対象とされているが、家庭類型A・B・C・Eについては、保育認定（3号認定）を受けることが可能であることと、この事業は親子がともに利用する事業であることから、保育施設を定期的にご利用している人の割合は控除すべきではないか。  
つまり、家庭類型A・B・C・Eについては、「利用していないが今後利用したい」と回答した人に関するニーズ量は合計に含めないこととしてはどうか。
- ②量の見込みは27年度がピークとなっているが、教育・保育施設の整備や社会環境の変化により、潜在的な需要が順次顕在化するのであれば、31年度にかけて平均的に量の見込みが増加するように設定した方がよいのではないか。

## (4) 補正後の量の見込み（案）

- ①家庭類型A・B・C・Eについては、保育認定を受けない人の割合を利用意向に反映させた。また、利用希望日数についても、この事業は無料かつ利用制限のない事業であることから、実際の利用日数の平均を採用することとした。
- ②10ページに示した「教育・保育施設及び地域子ども・子育て支援事業共通の補正方法」に基づき、平成31年度の量の見込みを固定し、平均的に増加するように現状からの増加量を按分する。

### ■「補正後」の地域子育て支援拠点事業の量の見込み（案）

事業	対象年齢	25年度実績	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
		延べ数／年					
拠点	0～2歳	125,056	218,305	215,735	212,585	209,517	206,146



141,274	157,492	173,710	189,928	206,146
---------	---------	---------	---------	---------

## 6. 利用意向⑧（一時預かり事業）

### 【I. 幼稚園における在園児を対象とした1号認定の預かり保育】

#### (1) 使用するデータ

①対象年齢…3歳～就学前

②対象潜在家庭類型…C'+D+E'+F

③利用意向（割合×日数）

- ・割合：「利用意向①（1号認定）のうち、一時預かり事業等を利用する必要があると回答した人の割合」と「現在幼稚園を利用かつ、一時預かり事業等を利用していると回答した人の割合」を掛け合わせたもの
- ・日数：一時預かり事業等を利用する必要があると回答した人の平均利用日数

#### 【本市の調査票】

問24 あて名のお子さんについて、私用、親の通院、不特定の就労等の目的で、問23のような事業を希望としては年間何日くらい利用したいと思いますか。当てはまる番号すべてに○をつけ、必要な日数をご記入ください（利用したい日数の合計と、目的別の内訳の日数を（ ）内に数字でご記入ください）。なお事業の利用にあたっては、一定の利用料がかかります。

1. 利用したい	計	( )日
【問24-1へ】	1 私用（買物、子ども（兄弟姉妹を含む）や親の習い事等、リフレッシュ目的）	( )日
	2 冠婚葬祭、学校行事、子ども（兄弟姉妹を含む）や親の通院等	( )日
	3 不特定の就労	( )日
	4 その他（ ）	( )日
2. 利用する必要はない	---▶ 【問25へ】	

#### 【平均日数】

C'	38.4日
D	29.5日
E'	0日
F	0日

#### 【利用意向率ア】

C'	36.7%
D	45.0%
E'	100%
F	0.0%

#### 【利用意向率イ】

C'	100%
D	99.1%
E'	100%
F	0.0%

問23 あて名のお子さんについて、日中の定期的な保育や病気のため以外に、私用、親の通院、不特定の就労等の目的で不定期に利用している事業はありますか。ある場合は、当てはまる番号すべてに○をつけ、1年間のおおよその利用日数も（ ）内に数字でご記入ください。

利用している事業	日数（年間）
1. 一時預かり（私用など理由を問わずに保育園などで一時的に子どもを保育する事業）	( )日
2. 幼稚園の預かり保育（通常の就園時間を延長して預かる事業のうち不定期に利用する場合のみ）	( )日
3. ファミリー・サポート・センター（地域住民が子どもを預かる事業）	( )日
4. 夜間看護等事業：トワイライトステイ（児童看護施設等で休日・夜間、子どもを保護する事業）	( )日
5. ベビーシッター	( )日
6. その他（ ）	( )日
7. 利用していない	

## 【Ⅱ. 幼稚園における在園児を対象とした2号認定の預かり保育】

### (1) 使用するデータ

- ①対象年齢…3歳～就学前
- ②対象潜在家庭類型…A+B+C+E
- ③利用意向（割合×日数）
  - ・割合：利用意向の割合は100%  
（2号認定：就労家庭）が幼稚園を利用する＝必ず預かり保育を利用すると想定されるため）
  - ・日数：2号認定のうち幼稚園利用を希望すると回答した人の就労日数

【平均日数】

A	234日
B	248日
C	249日
E	0日

### (2) 量の見込みの算定

【Ⅰ及びⅡともに共通】

- ①「推計児童数（人）」×「潜在家庭類型（割合）」＝「家庭類型別児童数（人）」
- ②「家庭類型別児童数（人）」×「利用意向」＝「量の見込み（人日：年間延べ数）」



### 【Ⅲ. 預かり保育以外のその他一時預かり事業】

#### (1) 使用するデータ

- ①対象年齢…0歳～就学前
- ②対象潜在家庭類型…全ての家庭類型
- ③利用意向（割合×日数）
  - ・割合：一時預かり事業等を利用する必要があると回答している人の割合
  - ・日数：上記回答者の平均利用日数

#### 【本市の調査票】

問 24 あて名のお子さんについて、私用、親の通院、不定期の就労等の目的で、問 23 のような事業を希望としては年間何日くらい利用したいと思いますか。当てはまる番号すべてに○をつけ、必要な日数をご記入ください（利用したい日数の合計と、目的別の内訳の日数を（ ）内に数字でご記入ください）。なお事業の利用にあたっては、一定の利用料がかかります。

1. 利用したい	計	( )日
【問 24-1 へ】	1 私用（買物）、子ども（兄弟姉妹を含む）や親の強い事等、リフレッシュ目的	( )日
	2 冠婚葬祭、学校行事、子ども（兄弟姉妹を含む）や親の通院等	( )日
	3 不定期の就労	( )日
	4 その他（ ）	( )日
2. 利用する必要はない	----▶ 【問 25 へ】	

#### 【利用意向率及び平均利用日数】

項目	A	B	C	C'	D	E	E'	F
利用意向率	46.7%	54.2%	60.0%	70.6%	62.4%	0.0%	100%	66.7%
平均利用日数	20.8	15.6	23.7	40.0	32.0	0.0	50.0	0.0

## (2) 量の見込みの算定

- ①「推計児童数(人)」×「潜在家庭類型(割合)」＝「家庭類型別児童数(人)」
- ②「家庭類型別児童数(人)」×「利用意向」から、「I.」で算出したニーズ量」及び「ベビーシッター」「その他」の利用日数を控除して、「量の見込み(人日：年間延べ数)」を算出

### ■「手引き」に基づく一時預かり事業全体の量の見込み(案)

事業	平成25年度実績	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
	延べ利用者数					
幼稚園 1号	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保育所の一時預かり →9,285(9園)</li> <li>・公立幼稚園の預かり保育 →10,523(6園)</li> <li>・その他、私立幼稚園の預かり保育、ファミリー・サポート・センターの利用も有</li> </ul>	59,478	58,580	57,970	57,503	56,828
幼稚園 2号		124,523	122,644	121,366	120,389	118,975
その他		193,499	190,989	188,489	186,204	183,502

## (3) 検討のポイント

- ①【Ⅲ. その他一時預かり事業】について、国の手引きでは全ての家庭類型が対象とされているが、家庭類型A・B・C・Eについては、保育認定を受けることが可能であり、保育施設と一時預かり事業を同時に利用する可能性は極めて少ないことから、保育認定の対象となる人の割合を控除するべきではないか。
- ②量の見込みは27年度がピークとなっているが、教育・保育施設の整備や社会環境の変化により、潜在的な需要が順次顕在化するのであれば、31年度にかけて平均的に量の見込みが増加するように設定した方がよいのではないか。

#### (4) 補正後の量の見込み(案)

- ①幼稚園における「1号認定の預かり保育」及び「2号認定の預かり保育」については、実際に利用する可能性が少ない要素を取り除くため、本市のニーズ調査において、「日頃、子どもをみてもらえる親族・知人がいる」かつ「その際に安心してみてもらえる」と回答した人の割合を控除する。さらに、「2号認定の預かり保育」については、対象家庭類型の全ての利用者が就労日数分だけ利用するとは想定できないため、利用希望日数の平均を採用することとする。
- ②家庭類型A・B・C・Eについては、地域子育て支援拠点事業と同様に、保育認定を受けない人の割合を利用意向に反映させた。

#### ■「補正後」の一時預かり事業全体の量の見込み(案)

事業	平成25年度実績	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
	延べ利用者数					
幼稚園 1号	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保育所の一時預かり →9,285(9園)</li> <li>・公立幼稚園の預かり保育 →10,523(6園)</li> <li>・その他、私立幼稚園の預かり保育、ファミリー・サポート・センターの利用も有</li> </ul>	46,093	45,398	44,925	44,563	44,040
幼稚園 2号		19,902	19,602	19,397	19,241	19,015
その他		73,516	72,600	71,602	70,663	69,590



※ 今後も数値の精査を継続します。

## 6. 利用意向⑨（病児・病後児保育事業）

### （1）使用するデータ

①対象年齢…0歳～就学前（制度上は10歳未満まで）

②対象潜在家庭類型…A+B+C+E

③利用意向（割合×日数）

- ・割合：「父親または母親が休んだ」人のうち、「できれば当該事業を利用したかった」と回答した人の割合と「病児・病後児保育」「ファミリー・サポート・センター」「仕方なく子どもだけで留守番させた」と回答した人の割合
- ・日数：上記回答に記載された日数の合計を、上記項目のいずれかに回答した人数の合計で割った数

#### 【本市の調査票】

問 17-2 問 17-1で「1. 父親が休んだ」、「2. 母親が休んだ」のいずれかに○をつけた方にうかがいます。

その際、「できれば病児・病後児を預かってくれる保育施設等を利用したい」と思いましたか。当てはまる番号1つに○をつけ、日数についても（ ）内に数字でご記入ください。なお、病児・病後児のための保育施設等の利用には、一定の利用料がかかり、利用前にかかりつけ医の受診が必要となります。

1. できれば利用したかった →（ ）日 ---▶【問 17-3へ】

2. 利用したいとは思わなかった ---▶【問 17-4へ】

#### 【利用意向率】

A	21.8%
B	30.5%
C	18.4%
E	0.0%

問 17-1 あて名のお子さんが病気やケガで普段利用している教育・保育の事業が利用できなかった場合に、この1年間の対応として当てはまる番号すべてに○をつけ、それぞれの日数も（ ）内に数字でご記入ください（半日程度の対応の場合も1日とカウントしてください。）。

1年間の対応	日数
1. 父親が休んだ	( )日
2. 母親が休んだ	( )日
3. (同居者を含む) 親族・知人に子どもをみてもらった	( )日
4. 父親又は母親のうち就労していない方が子どもをみた	( )日
5. 病児・病後児の保育を利用した	( )日
6. ベビーシッターを利用した	( )日
7. ファミリー・サポート・センターを利用した	( )日
8. 仕方なく子どもだけで留守番をさせた	( )日
9. その他( )	( )日

#### 【利用意向日数】

A	6.1日
B	6.7日
C	4.6日
E	0日

### （2）量の見込みの算定

- ①「推計児童数（人）」×「潜在家庭類型（割合）」＝「家庭類型別児童数（人）」
- ②「家庭類型別児童数（人）」×「利用意向」＝「量の見込み（人日：年間延べ数）」

■「手引き」に基づく病児・病後児保育事業の量の見込み（案）

事業	対象年齢	25年度実績	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
		延べ数/年					
病児	0～5歳	病児：573 病後児：181	12,186	12,022	11,872	11,739	11,577

（※25年度より、病児2か所、病後児2か所の計4か所で実施）

（3）検討のポイント

○上記の実績値と見込み量の表からもわかるように、実情と大きく乖離している。潜在的なニーズを拾うことは当然重要であるが、ニーズ調査の結果では、「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」という回答が60%以上あることも勘案すると、実際の利用を想定したニーズを反映していないのではないかと考えられる。

よって、一定の係数を乗じて補正する、もしくは実績値から推計する等の修正が必要ではないかと考えられる。

（4）補正後の量の見込み（案）

- ①実際に利用する可能性が少ない要素を取り除くため、本市のニーズ調査において、「日頃、子どもをみてもらえる親族・知人がいる」かつ「その際に安心してみてもらえる」と回答した人の割合を控除する。
- ②10ページに示した「教育・保育施設及び地域子ども・子育て支援事業共通の補正方法」に基づき、平成31年度の量の見込みを固定し、平均的に増加するように現状からの増加量を按分する。

■「補正後」の病児・病後児保育事業の量の見込み（案）

事業	対象年齢	25年度実績	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
		延べ数/年					
病児	0～5歳	病児：573 病後児：181	8,245	8,134	8,033	7,943	7,833

↓ ↓

2,170	3,586	5,002	6,418	7,833
-------	-------	-------	-------	-------

↓ ↓

※ 今後も数値の精査を継続します。

## 6. 利用意向⑩（就学後のファミリー・サポート・センター事業）

### （1）使用するデータ

- ①対象年齢…**5歳児**
- ②対象潜在家庭類型…**全ての家庭類型**
- ③利用意向（割合×日数）
  - ・割合：放課後の時間に過ごさせたい場所で「ファミリー・サポート・センター」と回答している割合
  - ・日数：上記回答に記載された利用日数の平均×**52週**

#### 【本市の調査票】

問15 問15～問16は、すべての方にかがいます。あて名のお子さんが設問の学年に当てはまらない場合も「希望」としてご記入ください。

あて名のお子さんについて、小学校低学年（1～3年生）のうちは、放課後（平日の小学校終了後）の時間をどのような場所で過ごさせたいと思いますか。当てはまる番号すべてに○をつけ、それぞれ希望する1週当たりの日数を数字でご記入ください。また、「バンビーホーム」の場合には、利用を希望する時間も（ ）内に数字でご記入ください。時間は必ず（例）18時のように24時間制でご記入ください。

1. 自宅	週（ ）日くらい
2. 祖父母宅や友人・知人宅	週（ ）日くらい
3. 習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）	週（ ）日くらい
4. 児童館 ※1	週（ ）日くらい
5. 放課後子ども教室 ※2	週（ ）日くらい
6. バンビーホーム（放課後児童クラブ）	週（ ）日くらい
7. ファミリー・サポート・センター	週（ ）日くらい
8. その他（公民館、公園など）	週（ ）日くらい

下校時から（ ）時まで

#### 【低学年の利用意向率及び平均利用日数】

項目	A	B	C	C'	D	E	E'	F
利用意向率	0.0%	5.3%	0.0%	0.0%	0%	0.0%	0.0%	0.0%
平均利用日数	0日	59.8日	0日	0日	0日	0日	0日	0日

#### 【高学年の利用意向率及び平均利用日数】

項目	A	B	C	C'	D	E	E'	F
利用意向率	0.0%	1.9%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
平均利用日数	0日	15.6日	0日	0日	0日	0日	0日	0日

### （2）量の見込みの算定

- ①「推計児童数（人）」×「潜在家庭類型（割合）」＝「家庭類型別児童数（人）」
- ②「家庭類型別児童数（人）」×「利用意向」＝「量の見込み（人日：年間延べ数）」

■「手引き」に基づくファミリー・サポート・センター事業（就学児）の量の見込み（案）

事業	対象年齢	24年度実績	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
		延べ数/年					
ファミサポ	低学年	活動件数 3,037件	6,494	6,488	6,332	6,279	6,184
	高学年	活動件数 1,041件	618	604	607	599	598

（※就学前児童の利用は、「国の手引き」では一時預かり事業の算定に含むこととされている）



※ 今後も数値の精査を継続します。

## 6. 利用意向⑪（利用者支援事業）

### （1）使用するデータ

※手引きに当該事業が記載されているものの、細かい条件設定は定められていないが、「実施箇所数」で設定することとされている。

### （2）量の見込みの算定（案）

当該事業に対する本市の計画は検討中であるが、事業の構成として地域の子育て支援拠点等の子育て中の親子に身近な場所を実施する形態と、市役所等の行政機関で実施する形態とで構成されていることから、「市役所での実施（1か所）＋地域での実施」として算定してはどうか。

■利用者支援事業の量の見込み（案）

事業	対象年齢	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
利用者支援	0～5歳	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所

## 7. 国の手引きに記載のない事業について

### （1）乳児家庭全戸訪問事業

### （2）養育支援訪問事業

### （3）妊婦健康診査事業

⇒これらは、国の基本指針では、出生数や妊娠の届出数等を勘案して設定することとされている。



「奈良市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例骨子（案）」に対する意見募集の結果について

1 意見の募集期間

平成26年6月2日（月）から平成26年6月20日（金）まで

2 意見の提出方法

郵送、ファクシミリ、電子メール、持参

3 意見の募集結果

受付件数 129件

提出方法別 郵送0件、ファクシミリ49件、電子メール7件、持参73件

4 意見の分類及び件数

意見総数 233件

(1) 学級の編制及び職員に関する基準

・学級の編制 . . . 55件

・職員 . . . 56件

(2) 設備に関する基準

・園舎及び園庭 . . . 83件

(3) 運営に関する基準

・食事の提供 . . . 1件

・食事の提供の特例 . . . 37件

(4) その他 . . . 1件

## 5 意見の内容と本市の考え方

### 奈良市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例骨子（案）

項 目		意見の概要	件数	本市の考え方
学級の 編制及 び職員 に関する 基準	学級の 編制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1学級の園児数は30人以下を原則とすべきではないか。</li> <li>・ 学級の園児数を3歳児25人以下、4・5歳児は30人以下とすべきである。</li> <li>・ 1クラス20人位にすべきである。</li> </ul>	55件	<p>条例は、公立のみならず、民間設置者も包括することとなるため、本市としましては、国の基準である35人以下を原則とした上で、実際の運用の中でそれぞれが水準の向上に向けて取り組むよう、努力してまいります。</p>
	職員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 今の基準を下回らない人員を配置してほしい。</li> <li>・ 職員配置を0歳児3人につき1人、1・2歳児は5人につき1人、3歳児15人につき1人、4・5歳児は20人又は25人につき1人とすべきである。</li> <li>・ こども園には調理員を各施設に必置とすべきである。</li> </ul>	56件	<p>幼保連携型認定こども園における教育及び保育に直接従事する職員の数等職員に関する内容について、現状の保育所の基準を下回らないようにすることが適当と考えます。なお、教育・保育の質の確保、職員配置の水準の向上については、国の動向にあわせて改善を図ってまいります。</p>
設備に 関する 基準	園舎及 び園庭	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 園舎は、2階建て以下と規定すべきである。</li> <li>・ 保育室等の設置は2階以下とすべきである。</li> <li>・ 新設の場合の園舎は2階建て以下とすべきである。</li> </ul>	83件	<p>幼保連携型認定こども園の園舎の階数や保育室等の設置階については、現行の保育所の基準を基本とするも、原則、園舎は2階建て以下とし、必ず耐火建築物を義務づける等保育所の基準より厳しいものとしています。したがって、3階以上の設置については、その特段の事情について厳正に確認し、判断することとなります。また安全確保の重要性に鑑み、施設の認可に際しては事前に、災害時の避難体制や乳幼児の安全対策が十分か確認し、指導する等慎重に審査を行います。</p>
運営に 関する 基準	食事の 提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 奈良市独自で「食育」の観点から食材の地産地消を推奨している点は高く評価できる。</li> </ul>	1件	<p>食育という観点で園児の地域理解（自然、食文化、産業等の理解等）を深め、新鮮な食材を用いた給食の提供により、食を通じた健全育成を図るため、地元産の農産物等の使用を推進してまいります。</p>

	<p>食事の提供の特例</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自園調理方式による給食を提供し、調理室の設置を義務つけるべきである。</li> <li>・食事の提供は自園調理方式により実施すべきである</li> <li>・外部搬入の規定は削除すべきである。</li> </ul>	<p>37件</p>	<p>幼保連携型認定こども園における食事提供についても、基本的に保育所と同様、保育を必要とする子どもに該当する園児に対しては自園調理による提供を原則とすることとし、併せて、調理室や調理員も置くことを原則としています。ただ、幼保連携型認定こども園において受け入れる子どもの対象年齢については、施設の判断で設定できるため、満3歳以上の子どもに対する給食について、外部搬入を認めます。この場合においても、加熱、保存等の調理設備があることやアレルギー対応や衛生面への配慮等一定の要件が満たされているといった体制整備について認可申請時に確認し対応します。</p>
<p>その他</p>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・保育の目標や指針の設定をしっかりとすべきである。</li> </ul>	<p>1件</p>	<p>国から幼保連携型認定こども園教育・保育要領が示され、本市においても0歳児から5歳児までの子どもの人格的、社会的な育ちを保障し、小学校教育への円滑な接続も考えた市立こども園カリキュラムを策定中であります。</p>

## 6 認可・運営基準検討部会（7月4日開催）でいただいたご意見

### <学級編制や職員>

- ・ 保育の質を担保するためにも学級の園児数や職員数を国基準よりも上げることが望ましいと思うが、一定の理由や財源の裏付け等の問題も理解できるため、将来的には本来あるべき姿を目指すといった内容に「本市の考え方」を修正することを要望。
- ・ 保育の質を高めたいと思いがあっても財政面を含めてなかなか到達できない状況にあると思うが、市としてそこはちゃんと目指していると示した方が市民は納得いくと考える。
- ・ 学級編制で30人学級と人数で限定したとき1人上回るだけで1クラス増やすことになるのか。1人増えたぐらいで教える側にはそんなに大差ないことなので経営側の立場では避けてほしい。

### <園舎及び園庭>

- ・ 園舎について、本来2階建以下と考えるが、既存の園にも3階建があることなので「新設の申請の場合だけでも2階までとする」といったように現状以下で基準化と考える。
- ・ 幼保連携型認定こども園の認可事務を行う際に厳しく事務をすとしても、条例、消防法及び建築基準法等の基準を満たしていれば却下できないのではないかと。子どもにとって最善の利益を優先するという、子どもの命にかかわる危険からどのように守るのかという子どもの安全対策について再考を切にお願いしたい。
- ・ 将来の需給予測では少子化となっており、奈良に4階5階の施設が必要かと考える。整合性がないように思う。
- ・ 市として慎重に対応しようとしているところを、もう少し「本市の考え方」で前進した表現とした方が、納得感が上がると考える。

### <給食の提供の特例>

- ・ 外部搬入方式についての説明等が少ないので外で作られた冷たい給食というように理解するので、どのように食の安全が担保されるのか説明が必要。
- ・ 外部で作って持ち込む形であるため、温度管理ができるのか疑問をもつ。

### <その他の意見>

- ・ 園舎の建設にあっては、現在の状況を考え、どういうところに施設が必要かといった定住促進の観点から考える必要がある。
- ・ 現在の状況を踏まえた内容を原則とし、将来的な状況（少子化、保育ニーズ等）の変化に対応する余地を残す。
- ・ 基準は厳しくしつつ、将来的な動きにフレキシブルに対応できる、そして未来に向かって努力していくというよう各項目表現にする。
- ・ 具体的には原則という形で明記することにより抑止力が働くので、せめて奈良市のスタンスを原則で示す。
- ・ 原則を示した上で、市は未来に向けて努力する、継続して質の向上を目指すという内容をあわせて示す。

## 「奈良市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例骨子（案）」に対する意見募集の結果について

### 1 意見の募集期間

平成26年6月2日（月）から平成26年6月20日（金）まで

### 2 意見の提出方法

郵送、ファクシミリ、電子メール、持参

### 3 意見の募集結果

受付件数 70件

提出方法別 郵送0件、ファクシミリ11件、電子メール5件、持参54件

### 4 意見の分類及び件数

意見総数 157件

#### (1) 第1章 総則

- ・家庭的保育事業者等の一般原則 . . . 1件
- ・保育所等との連携 . . . 1件
- ・家庭的保育事業所等と非常災害 . . . 1件
- ・食事の提供の特例 . . . 4件

#### (2) 第2章 家庭的保育事業

- ・設備の基準 . . . 17件
- ・職員 . . . 21件

#### (3) 第3章 小規模保育事業

- ・小規模保育事業の区分 . . . 35件
- ・設備の基準（A型） . . . 18件
- ・職員（A型） . . . 26件
- ・職員（B型） . . . 8件
- ・設備の基準（C型） . . . 7件
- ・職員（C型） . . . 9件

#### (4) 第5章 事業所内保育事業

- ・設備の基準（利用定員が20人以上） . . . 7件

#### (5) その他

## 5 意見の内容と本市の考え方

### 奈良市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例骨子（案）

項 目	意見の概要	件数	本市の考え方
第1章 総則	家庭的保育事業者等の一般原則 ・一般原則の必要な設備・構造設備の規定に関して、「設けなければならない」はあいまいであり、国の基準に準ずることなく、独自に具体的に内容を決めて基準を作って欲しい。	1件	法令、国の通知等を踏まえて、指導してまいります。そのうえで、今後、本市として必要と判断する事項については、独自基準等の作成を検討してまいります。
	保育所等との連携 ・保育所との連携も、例外を認めず、奈良市独自に努力義務や目標でなく必須の基準として欲しい。	1件	本市におきましては、山間部等の連携施設（認定こども園、幼稚園または保育所）がない地域も今後想定されるため、例外措置として連携施設の確保はこの限りでないとしてさせていただいております。市街地などにおきましては、原則遵守と考えております。
	家庭的保育事業所等と非常災害 ・避難や消火の基準も努力目標のよう にあいまいにせず、必須とすべきである。	1件	法令、国の通知等を踏まえて、指導してまいります。
	食事の提供の特例 ・家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。）においても自園給食とし調理員を配置して欲しい。	4件	家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。）については、食育推進やアレルギー対応の観点から、給食を提供する際には自園で調理したものを提供することとしており、調理員や調理設備も原則として置くこととしております。ただし、特例の条件としまして、食事提供の責任を家庭的保育事業者等にあることを明確にしたうえで、その管理者が、衛生面、栄養面等業務上必要な注意を果たしうるような体制及び調理業務の受託者との契約が確保されていること等、一定の要件を満たす場合については、連携施設等から搬入することを可能とし、その際には調理員の配置は不要としています。自園調理を行わない場合であっても、食育の推進やアレルギー児の対応

				の確保については、認可申請時等に体制整備等を確認し、慎重に対応することとし、適時指導に努めたいと考えています。
第2章 家庭的保育事業	設備の 基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原則1階設置とし、2階建て以下の建物にして欲しい。</li> </ul>	17件	事業を行う上では、児童の安全確保が最も重要であり、施設の認可に際しては、事前に、災害時の避難体制や乳幼児の安全対策が十分か確認し、本市職員が必ず現場に赴き、慎重に審査を行い、適時指導に努めたいと考えております。本事業は多様なスペースを活用した幅広い事業展開が想定されることから、国基準を本市の基準と考えます。
	職員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家庭的保育事業の保育従事者は、保育士のみにして欲しい。</li> <li>・家庭的保育事業職員の複数配置賛成。</li> </ul>	21件	家庭的保育者は、保育の質の確保のため、本市におきましては、国を上回る基準として保育士のみとしておりますが、家庭的保育補助者につきましては、現状の待機児童解消の課題と保育士不足の状況に鑑み、市等が実施する研修（研修内容等については、国で定められる予定）を受講した者についても保育可能とします。しかしながら、将来的に課題が解決されていく中では、保育士の資格を有する者で配置を考えていくことも検討します。
第3章 小規模保育事業の区分	小規模 保育事業の区分	<ul style="list-style-type: none"> <li>・A型のみにして欲しい。</li> <li>・C型をなくして欲しい。</li> </ul>	35件	B・C型につきましては、現状の待機児童解消の課題と保育士不足の状況に鑑み、家庭的保育事業等については、市等が実施する研修（研修内容等については、国で定められる予定）を受講した者についても保育可能とします。しかしながら、将来的に課題が解決されていく中では、保育士の資格を有する者で配置を考えていくことも検討します。
	設備の 基準(A型)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2階建て以下の建物にして欲しい。</li> <li>・保育室設置は、2階以下にして欲しい。</li> <li>・保育室階数の見直しをして欲しい。</li> </ul>	18件	事業を行う上では、児童の安全確保が最も重要であり、施設の認可に際しては、事前に、災害時の避難体制や乳幼児の安全対策が十分か確認し、本市職員が

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・調理室設置</li> </ul>		<p>必ず現場に赴き、慎重に審査を行い、適時指導に努めたいと考えております。3階以上の設備基準につきましては、認可保育所と同じ基準となっており、本事業は多様なスペースを活用した幅広い事業展開が想定されることから、国基準を本市の基準と考えます。</p> <p>小規模保育事業におきましては、調理設備の設置が求められており、定員が19名と小規模であるので、自園調理は、その設備で補えるものと考えております。</p>
職員(A型)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保育士配置基準の見直し。</li> <li>・「おおむね」という文言削除。</li> <li>・調理業務委託は削除して、自園調理方式の給食とし調理員は2人以上置くべきである。</li> </ul>	26件	<p>保育士配置基準につきましては、現在の社会情勢に基づく保育の需要・供給の状況、本市の財政状況、保育士確保の問題等諸般の事情を考慮した場合、現在の国基準を最低限守るべき基準としつつ、それを上回る努力を積み重ねてまいります。</p> <p>また、途中入所児童の対応や職員の欠勤等により、やむを得ず基準を一時的に満たせないことも想定されるため、「おおむね」とさせていただきます。</p> <p>調理員の配置につきましては、上記食事の提供の特例における市の考え方を参照下さい。</p>
職員(B型)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保育従事者は、保育士のみにして欲しい。</li> </ul>	8件	<p>B型の職員につきましては、現状の待機児童解消の課題と保育士不足の状況に鑑み、家庭的保育事業等については、市等が実施する研修(研修内容等については、国で定められる予定)を受講した者についても保育可能とします。しかしながら、将来的に課題が解決されていく中では、保育士の資格を有する者で配置を考えていくことも検討します。</p>
設備の基準(C)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保育室設置は、2階以下にして欲しい。</li> </ul>	7件	<p>事業を行う上では、児童の安全確保が最も重要であり、施設の認可に際して</p>



	型)			は、事前に、災害時の避難体制や乳幼児の安全対策が十分か確認し、本市職員が必ず現場に赴き、慎重に審査を行い、適時指導に努めたいと考えております。3階以上の設備基準につきましては、認可保育所と同じ基準となっており、本事業は多様なスペースを活用した幅広い事業展開が想定されることから、国基準を本市の基準と考えます。
	職員(C型)	・保育従事者は、保育士のみにして欲しい。	9件	家庭的保育者は、保育の質の確保のため、本市におきましては、国を上回る基準として保育士のみとしておりますが、家庭的保育補助者につきましては、現状の待機児童解消の課題と保育士不足の状況に鑑み、家庭的保育事業等については、市等が実施する研修(研修内容等については、国で定められる予定)を受講した者についても保育可能とします。しかしながら、将来的に課題が解決されていく中では、保育士の資格を有する者で配置を考えていくことも検討します。
第5章 事業所内保育 事業	設備の 基準(利 用定員 が20人 以上)	・2階建て以下の建物にして欲しい。	7件	事業を行う上では、児童の安全確保が最も重要であり、施設の認可に際しては、事前に、災害時の避難体制や乳幼児の安全対策が十分か確認し、本市職員が必ず現場に赴き、慎重に審査を行い、適時指導に努めたいと考えております。3階以上の設備基準につきましては、認可保育所と同じ基準となっており、本事業は多様なスペースを活用した幅広い事業展開が想定されることから、国基準を本市の基準と考えます。
その他		・防災に関して地域・関連機関との連携、非常用物資の備蓄など独自基準を設けて欲しい。 ・給与基準を上げ保育の質を高めて下さい。	2件	法令、国の通知等を踏まえて、指導してまいります。そのうえで、今後、本市として必要と判断する事項については、独自基準等の作成を検討してまいります。

## 6 認可・運営基準検討部会（7月4日開催）でいただいたご意見

### 第1章＜保育所等との連携＞

- ・ 連携施設を確保しない場合においても、連携内容を定めてはどうか。

### 第2章・第3章＜職員＞

- ・ 保育に従事する者が受ける研修の内容を明記してはどうか。

### 第2章・第3章・第5章＜設備の基準＞

- ・ 家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。）の建物・保育室は、原則2階建以下とし、特別な事情がある場合は、3階建以上とすることができる等の表記にしてはどうか。

「奈良市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する  
基準を定める条例骨子（案）」に対する意見募集の結果について

1 意見の募集期間

平成26年6月2日（月）から平成26年6月20日（金）まで

2 意見の提出方法

郵送、ファクシミリ、電子メール、持参

3 意見の募集結果

受付件数 25件

提出方法別 郵送0件、ファクシミリ8件、電子メール1件、持参16件

4 意見の分類及び件数

意見総数 31件

第1章 特定教育・保育施設の運営に関する基準

- ・内容及び手続きの説明及び同意 . . . 6件
- ・利用者負担額等の受領 . . . 25件

## 5 意見の内容と本市の考え方

### 奈良市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例骨子（案）

項 目	意見の概要	件数	本市の考え方
第1章 特定教育・保育施設の運営に関する基準	<p>内容及び手続きの説明及び同意</p> <p>・保育所入所については、保護者と保育所の関係ではなく、市の保育実施責任を明記すること。入所選考についても、児童福祉法第24条第1項の規定に基づき市が行うことを明記すること。</p>	6件	<p>児童福祉法第24条において規定されている市の保育の実施義務については、子ども・子育て支援新制度においても引き続き定められております。</p>
利用者負担額等の受領	<p>・私立保育所の保育料は市が徴収する旨を明記すること。</p> <p>・教育・保育の質の向上を図る上で特に必要と認められる対価について上乗せ徴収を可能とする規定については、特に必要がある対価の内容が不明確であり、各種のオプション料金としてのものならば低所得者の負担が大きくなり、また施設間の競争が激しくなることにもつながるため、一定の制限を設けるか、削除すること。また、特定保育所以外でも、質の向上に係る上乗せ徴収については、市の同意を必要とすること。</p> <p>・また特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、日用品・文房具その他の特定教育・保育に必要な物品の購入に要する費用、特定教育・保育に係る行事への参加に要する費用につき上乗せ徴収を可能とする規定に関して、当該経費は公定価格の保育材料費に含まれるべき費用であり、保護者負担とするべきでない。</p>	25件	<p>子ども・子育て支援法の附則第6条第4項において、「私立保育所に保育費用の支払いをした市町村の長は、当該保育費用に係る保育認定子どもの支給認定保護者又は扶養義務者から、当該保育費用をこれらの者から徴収した場合における家計に与える影響を考慮して特定保育所における保育に係る保育認定子どもの年齢等に応じて定める額を徴収するものとする」とされています。</p> <p>保育料以外の実費徴収、上乗せ徴収については、現行と同様に認められるものとなります。その中には公定価格に含まれているものもありますが、公定価格で賄うことができないと判断される部分につき、施設に徴収することを認めるものです。額や徴収理由をあらかじめ開示して保護者に説明し、同意を得た上で行うと定められており、施設の判断によっては徴収しないことも可能です。また、実費徴収を行う場合、低所得世帯が教育・保育を受けることを妨げることのないよう、地域子ども・子育て支援事業におきまして、実費徴収に係る補足給付という制度設計がなされております。</p> <p>子ども・子育て支援新制度では、保護者が自ら判断し、自らの希望により施設を選択し、直接契約するものとされていますが、私立保育所に関してのみは、児童福祉法第24条及び子ど</p>

				も・子育て支援法附則第6条において、当分の間、現状と変わらず市が入所決定を行い、保育料を徴収するものとされているため、上乗せ徴収についても市の同意を必要としているものであります。
--	--	--	--	---

## 6 認可・運営基準検討部会（7月4日開催）でいただいたご意見

### <利用者負担額等の受領>

- ・公定価格にはどのようなものが含まれ、その含まれる金額がいくらかは定められているのか。
- ・現状ではどのような実費徴収が行われているのか。新制度でも同程度のものとなるのか。
- ・実費徴収がなされる場合、世帯所得によって受けることができる教育・保育に差が出ることがないように、市としての判断を示すべきである。

**「奈良市支給認定（保育の必要性）に関する基準骨子（案）」  
に対する意見募集の結果について**

**1 意見の募集期間**

平成 26 年 6 月 2 日（月）から平成 26 年 6 月 20 日（金）まで

**2 意見の提出方法**

郵送、ファクシミリ、電子メール、持参

**3 意見の募集結果**

受付件数 36 件

提出方法別 郵送 0 件、ファクシミリ 8 件、電子メール 4 件、持参 24 件

**4 意見の分類及び件数**

意見総数 45 件

(1) 保育の必要量（区分）

・時間の区分 . . . 1 件

・保育必要量 . . . 22 件

(2) 優先利用 . . . 2 件

(3) その他 . . . 20 件

## 5 意見の内容と本市の考え方

### 奈良市支給認定（保育の必要性）に関する基準骨子（案）

項 目		意見の概要	件数	本市の考え方
保育の 必要量 (区分)	時間の 区分	・ 保育標準時間の利用の対象を短時間 就労に広げてほしい。	1 件	国の方針では、保育標準時間の就労時 間の下限を1週当たり30時間程度を基 本としています。奈良市もこの方針に従 って区分します。
	保育必 要量	・ 保育短時間利用枠の「就労時間の下 限」を1ヶ月において48時間以上6 4時間以下の範囲にして欲しい。	22 件	奈良市では保護者の就労実態や事業 計画に基づく教育・保育給付提供体制の なかで、現行の96時間を「就労時間の 下限」とし、保育の量的確保及び現状の 待機児童数を勘案して、国が定める経過 期間（最大で10年間）のできる限り早 い段階で、子ども子育て支援法施行規則 第1項に示されている48時間から64時 間の範囲内での時間設定を目指してい きます。
優先利用		・ 障がいのある父母の必要性、同居祖 父母に対する柔軟な取扱いの明示 ・ 障がいのある父母の必要性、同居祖 父母に対する柔軟な取扱い、育児休業 期間中の入所継続の明示	2 件	保育の必要性の事由に保護者が疾病、 障がいを有していることは、明記されて います。奈良市はこのことを優先利用の 事由としても考慮していきます。 保護者本人の事由により判断します。 同居の親族については、心身の状況を併 せて考慮していきます。 奈良市では現行制度において、1年間 の育児休業期間は入所継続を認めてい ます。今後もこの制度を継承していきま す。
その他		・ 保育短時間の利用枠は送迎時間を含 めずに1日8時間と明記してほしい。	1 件	国の方針では、保育短時間の区分を原 則的な保育時間である1日当たり8時 間までの利用に対応するものとしてい ます。奈良市もこの方針に従って区分し ます。

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 育児休業期間中の入所継続と保育標準時間の区分対象にしてほしい。</li> </ul>	1 件	<p>奈良市では現行制度において、1年間の育児休業期間は入所継続を認めています。今後もこの制度を継承していきます。</p> <p>保育時間の区分については、国の運用通知を踏まえて事由ごとに検討していきます。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 育児休業期間の入所継続を認めてほしい。</li> </ul>	17 件	<p>奈良市では現行制度において、1年間の育児休業期間は入所継続を認めています。今後もこの制度を継承していきます。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 育児休業制度がない自営業者の保育所利用について、保育料を含め配慮をしてほしい。</li> </ul>	1 件	<p>このことにつきましては、子ども子育て支援新制度において広範囲に関連するご意見でしたので、優先利用の項目での回答はいたしかねますが、今後の制度運用について参考にさせていただきます。</p>

## 6 支給認定・利用者負担検討部会（7月4日開催）でいただいたご意見

### <保育必要量>

- ・ 市民に示す内容として可能ならば数値などを盛り込み、より具体的な記述にしてはどうか。